

第4章 実施設計の検討

4-1 設計条件の整理

設計にあたっては、平成 28～30 年度に策定された「国史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画（詳細化）」、「青谷上寺地遺跡整備活用基本計画及び基本設計」における遺跡の保存管理・活用・整備の基本的な考え方や施設配置などを基本とした上で、現地状況の細部確認、関係機関との調整等を図りながら取り組む必要がある。また、景観、安全性、ユニバーサルデザイン、環境など近年の利用者ニーズに配慮して整備を行うことも重要である。

以上の内容を踏まえ、実施設計の検討に際しての設計条件を以下のように設定する。

(1) 整備理念

当該遺跡は、地下に良好な状態で保存されている多種多様な遺物や遺構から、弥生時代の生活や社会の様子を知ることができる貴重な遺跡である。整備にあたっては、歴史的景観や風土と調和した計画とし、たくさんの人々が集い、学び、遺跡に親しみ、地域を育むことのできる環境を整えることを基本理念とする。

(2) 設計条件

①上位計画の基本的考え方を踏襲した史跡整備

- ・「国史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画（詳細化）」、「青谷上寺地遺跡整備活用基本計画及び基本設計」等、上位計画における青谷上寺地遺跡の保存管理・活用・整備の基本的な考え方、施設配置などを実施設計に反映させる。

②関係機関との調整及び設計への反映

- ・鳥取県立青谷かみじち史跡公園をはじめ、鳥取市、建築設計会社等の関係機関と調整し、その結果を設計に反映する。
- ・とっとり弥生の王国調査整備活用委員会での審議内容を設計に反映する。

③地下遺構に影響を及ぼすことのない史跡整備

- ・計画地には、現在も地下遺構が埋没している。このため、設計にあたっては、遺構面や遺物包含層の位置・深度等を十分に把握した上で、これらに影響を及ぼすことのないような基礎形状、地盤改良等の方法等について検討する。

④景観形成に配慮した史跡整備

- ・山、川、湿地、海など、多様な自然環境の中に営まれた青谷上寺地遺跡の世界観を五感で感じることができる史跡空間を整備する。また、史跡全体でデザイン統一するなど、計画地内外からの見え方に留意して設計を行う。

⑤安全・安心に配慮した史跡整備

- ・区画溝への転落防止、夜間利用時の安全性等を考慮した施設整備に努める。

⑥バリアフリー対応・ユニバーサルデザインの導入

- ・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」といったユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、あらゆる人が安全かつ快適に園内を利用できるような史跡整備に取り組む。

⑦環境に配慮した資材の導入

- ・循環型社会の構築に向けて、自然素材やリサイクル製品を積極的に活用する。

(3) 整備の基本方針

史跡の整備活用テーマ：「体感地下の弥生博物館」を実践するため、遺跡の調査研究成果をもとに、当時の日常生活が体感できるような遺跡現地の遺構などの整備、出土遺物などの展示公開をおこなう。

1) 地域の暮らしと共に歩む史跡整備

- ・地域の方々と史跡を活用しながら、弥生時代と現在を結びつける発展・更新型の整備を実践する。
- ・近年の発掘調査で明らかになってきた古代の情報を介して、現代と弥生時代を結びつけ、地域に伝わる歴史の連続性を表現する。

2) 弥生時代の生活・技術を体感できる史跡整備

- ・遺構の復元は必要最小限にとどめ、青谷上寺地遺跡の特色ある遺物や遺構の活用を前提とした生活・技術体感型の整備を推進し、繰り返し青谷上寺地遺跡を訪れ、弥生時代を体感したくなる史跡空間を創出する。

3) 展示と連続する史跡整備

- ・本物を間近に観察できる展示機能を備えた施設を史跡のシンボル、エントランスに位置づけ、弥生時代に引き込まれるような展示を起点に多方向に活動が連続していく史跡空間の整備を推進する。

4) 青谷上寺地遺跡の世界観を表す史跡整備

- ・山、川、湿地、海。多様な自然環境の中に営まれた青谷上寺地遺跡の世界観を五感で感じることができる史跡空間を整備し、弥生時代と現在を結びつけた様々な活動を展開する。

5) 弥生時代後期、倭人の社会にせまる史跡整備

- ・青谷上寺地遺跡で発見された多量の殺傷人骨の活用方法を検討する作業を通じて、弥生時代後期の倭人社会にせまる整備を試みる。

6) 時代の複層性を表現する史跡整備

- ・当該遺跡で出土した古代山陰道や条理の遺構は、整備年代としている2世紀とは異なるものであるが、古代の青谷を示すうえで重要な遺構であり、見学者に誤解を与えないような平面的な表現とAR・VR等を活用した解説により、遺構の顕在化を図る。

(4) 活用の基本方針と計画

1) 弥生文化を体感

青谷上寺地遺跡の特性などを活かし、弥生文化を体感するプログラムを作成、体験学習事業を企画・運営する。

2) 身近な歴史学習の教材、総合的学習・体験のフィールドとして活用

歴史、自然や芸術など様々な学習活動を支援する仕組みをつくり、一般を対象とした講座等を展開する。

3) 市民と協働・連携して地域振興を推進

地域の方々と史跡の利活用方法を検討し、地域振興に資する地域文化の創出を目指す。

4) 歴史遺産観光の資源として活用

歴史遺産や教育観光資源としての魅力向上を図り、利活用する。

(5) 全体計画とゾーニング区分

1) 全体構想（グラウンドデザイン）

山陰道より北側地区は、B) 弥生の歴史発見地区、C) 古代山陰道地区、E) 景観保で構成（下図参照）される。

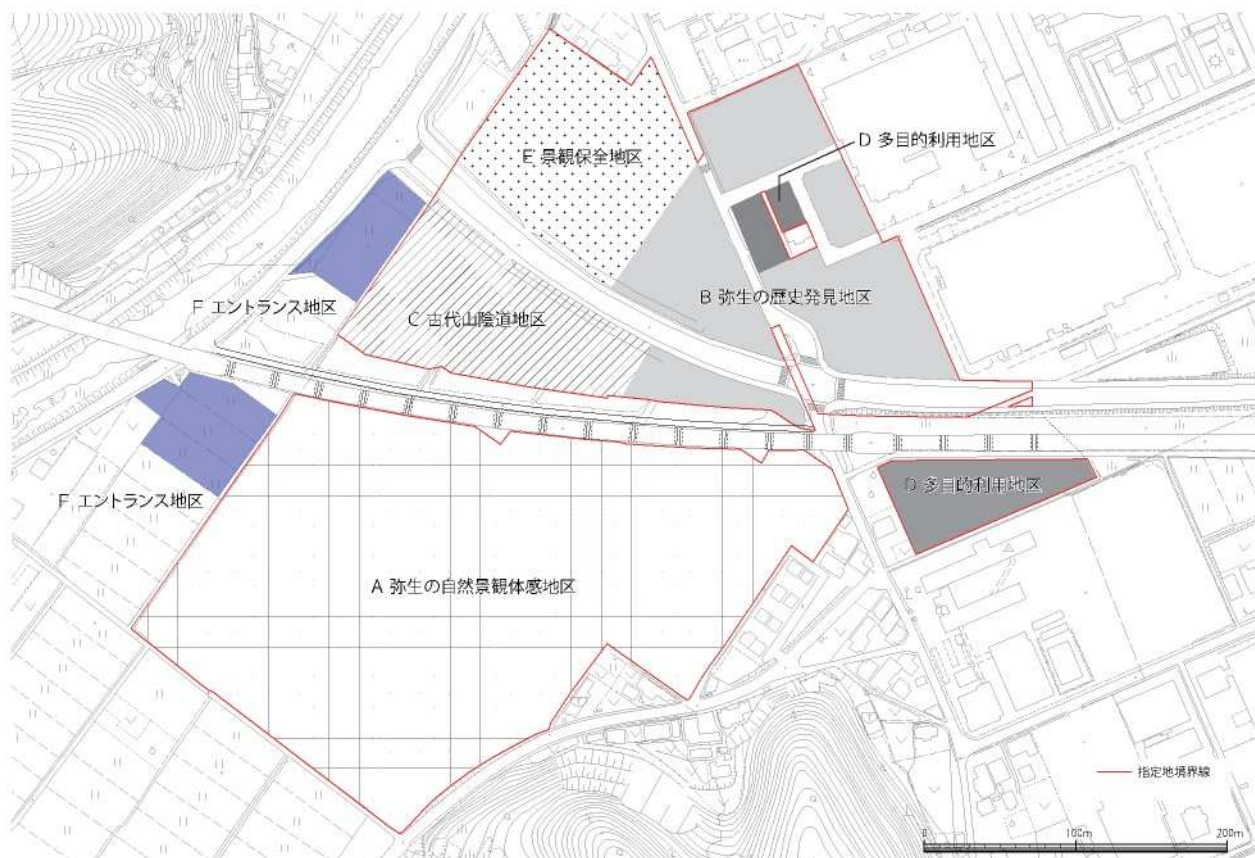


図 V -1 整備計画対象範囲と地区区分

2) ゾーニングされた各地区の概要

北側地区は3つのゾーンに区分され、各ゾーン内は細分された“ひろば”等により構成（下図参照）される。



図V -2 地区区分（図V -1）に基づくランドデザイン

・ B 弥生の歴史発見地区

弥生時代の遺構、遺物が密に分布する「中心域」を核に整備を進める。遺跡が最盛期をむかえる後期後葉（2世紀後半）、そして殺傷痕人骨が発見された溝が埋まる終末期前半（3世紀初め）を整備の対象とし、妻木晩田遺跡における集落景観の復元整備との時代的整合をはかる。

① 遺跡発見ひろば

弥生時代の微高地を再現。発掘調査で確認されている溝を復元整備する。史跡の中の最重要地点であることを明示し、象徴的空間として整備、活用をはかる。最盛期には建物などの地上構造物の存在が明瞭ではないので、当面、建物などは復元しない。

溝の復元には一般の参加者を募り、矢板を製作・設置するなど、遺跡の整備体験を行うことを検討。AR/VRなどのデジタルコンテンツを開発し運用する。道路との境界は擁壁を立ち上げ、地層をデザインするなど、遺跡の中を通行している雰囲気演出する。

② 倭国大乱広場／倭国大乱展示館

大量の殺傷痕人骨が出土した溝を復元整備する。発掘調査箇所（SD38）の直下に人骨の出土状況等を復元展示する施設を設置する。人骨の散乱状況の復元展示は屋内、屋外のどちら

からも観覧できるよう工夫する。

また、遺構や遺物の埋蔵環境を保全するため、地下水の水質・水位などのモニタリング機能も備え、情報発信する。

③ 弥生の海辺ひろば

遺跡の玄関口であった海との接点を示す空間を整備、活用をはかる。砂場を設け、汀を表示。将来的に青谷上寺地遺跡と海との関わりを示す復元品などを屋外展示することなどを検討する。

④ 弥生の果樹ひろば

弥生時代の人々が利用していた果樹を植え、園路を整備、活用をはかる。また、古代山陰道地区と弥生時代の空間との間を緩やかに遮断する役割をもたせる。

・ C 古代山陰道地区

県道などの道路に囲まれ、指定地内の他のエリアとは分離しており、弥生時代の空間と区別した整備とする。弥生時代の空間とは異なる手法（インターロッキングブロックなどを使用）で空間をデザインする。

① 古代山陰道

位置、規模、方向を表示。青谷横木遺跡の成果も取り入れ、ヤナギなどを植樹する。

② 条里ひろば

発掘調査で確認されている半折型の地割り（畦畔形状の条里）を表現する。青谷地域にちなむ菖蒲などの植物栽培をすすめる。

・ E 景観保全地区

指定前に営農されていた水田等を景観保全エリアとして管理する。水田として活用することでも視野に入れて、今後の調査研究成果をもとに適切な整備方法を検討していく。

・ 南北地区の連絡園路

史跡を南北に二分している山陰自動車道の高架下及び道路予定地については、南北地区の動線確保のために、所管する国土交通省との協議を経て占用許可を得ることのできた場所について、指定地と一体的な整備を行う。基本計画時点では、2か所の連絡園路の接続を想定し、カラー舗装化により南北地区の園路の連続性を演出する。

4-2 施設配置計画の見直し

設計にあたっては、基本計画を踏襲するほか、公開済み工区（指定地南側工区）との整合を図るものとする。なお、以下について基本計画の一部を見直すことにする。

- ・北側工区の「第2多目的ひろば」配置（下図【A】）を見直し“B①遺跡発見ひろば”に再編する。
- ・D②倭国大乱ひろばに展示する“区画溝”については、基本計画後の発掘調査により展示する方向の見直し（下図【B】）を行う。

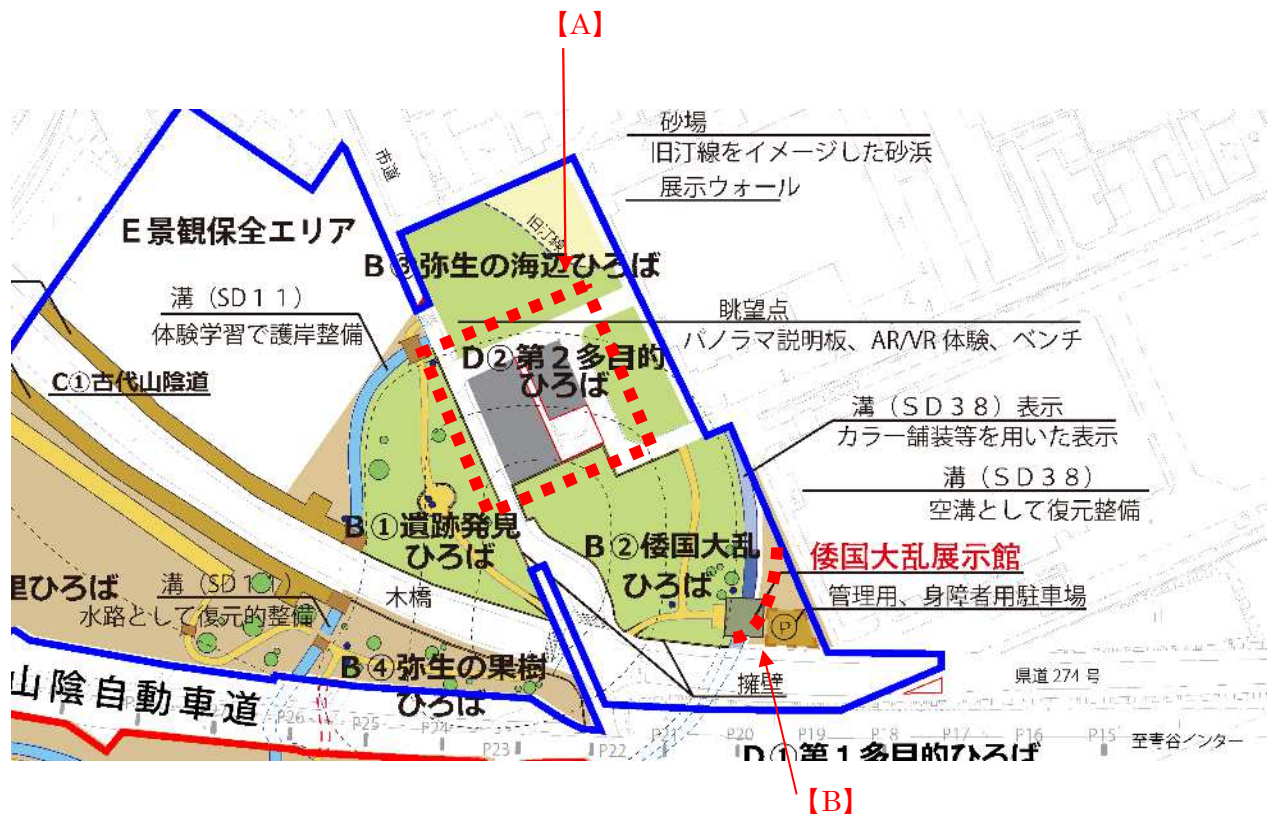


図 4.1 北側工区基本計画の見直し箇所

4-2-1 第2多目的ひろば検討

基本計画時点では用地制約等があり、第2多目的ひろばが配置されていたが、現時点で制約条件が無くなり、史跡発見ひろばへ再編する計画とする。

なお、対象地周辺は、指定地敷地に隣接する工業団地への連絡路等として利用されている市道下寺地大茨線があり、計画地の一部を分断する立地となっているため、史跡公園利用者の安全対策必要となる。また、対象市道沿線（指定地敷地内）には電力・通信柱が建柱されている。史跡公園の景観を確保するために、整備に併せて支障移転が必要となる。

広場計画の見直しに合わせ、利用者の安全性、景観性確保についても改善される計画に見直すものとし、既存市道の振替え計画案を作成し、道路管理者（鳥取市）と協議を進めた経緯があるが、隣接工場敷地へ出入りする車両が市道下寺地大茨線を経由した動線であることが判り、市道付替え計画案では動線に支障が生じるため、計画は中止とした。

市道により飛び地となったエリアを「第2多目的広場」として活用する方針とし、道路により分断されたイメージを緩和するため、舗装材により周辺と一体感がある整備とする。

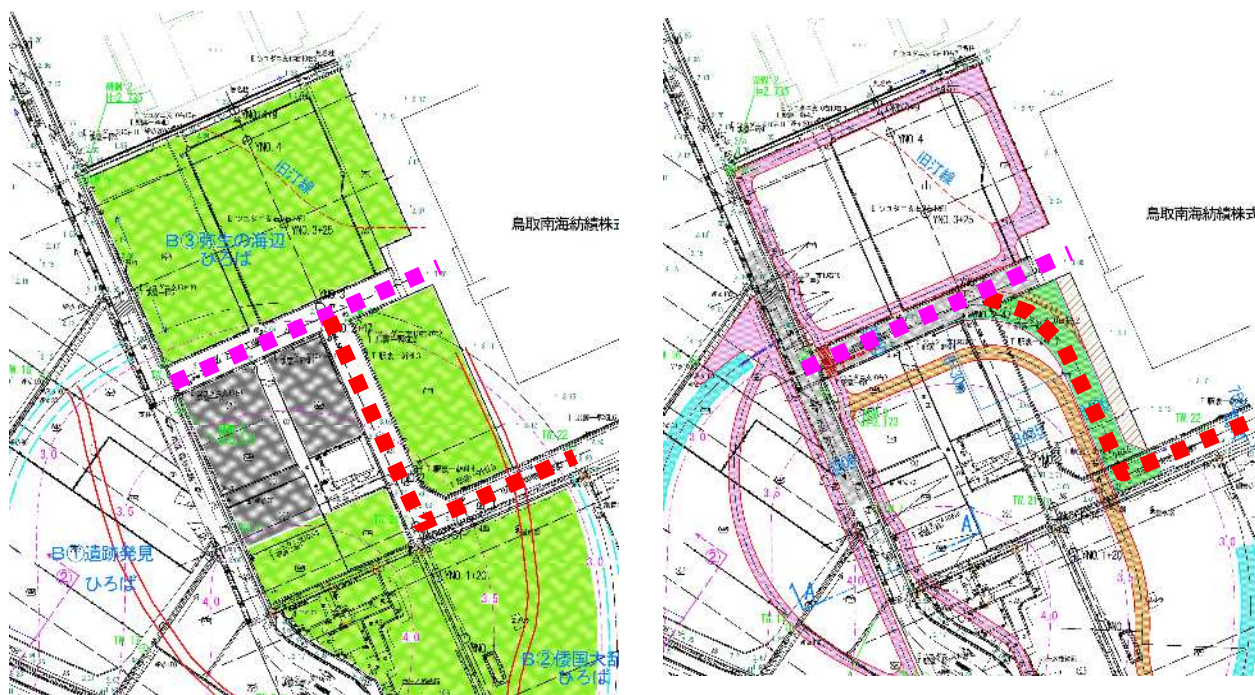


図 4.2 当初の基本計画図【左】 と 市道振替え計画(案)【右】

4-2-2 D②倭国大乱ひろば検討

当該ひろばに展示する“区画溝”については、基本計画後の発掘調査で区画溝が当初想定していた方向と異なり、倭国大乱展示施設計画地付近で分岐していることが判った（下図 4.3 参照）。そのため、展示位置の見直し計画とする。

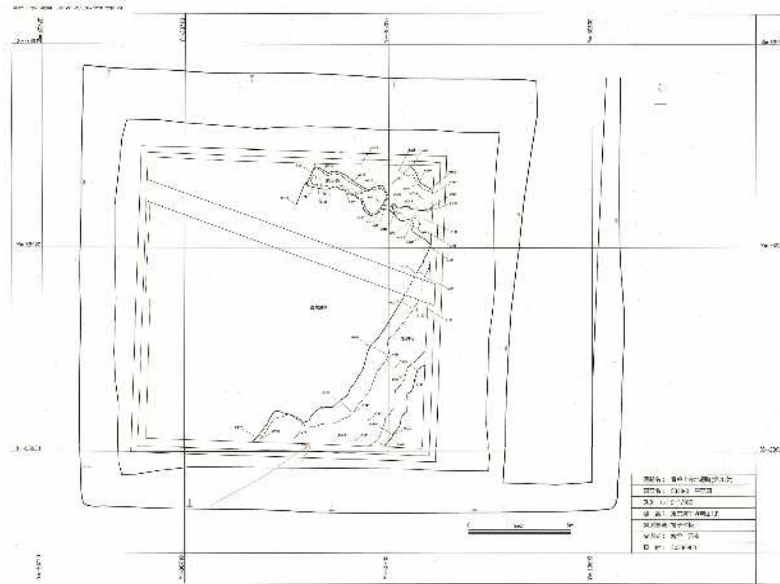


図 4.3 青谷上寺地遺跡第 20 次発掘調査区（弥生時代後期後葉遺構面）

下図（図 4.4）に、当初整備位置と修正した区画溝方向を示す。展示施設は、同位置での発掘調査時の様子を展示するものであり、展示施設位置や周辺施設（県道からの出入り口等）の位置の見直しも併せて発生する。

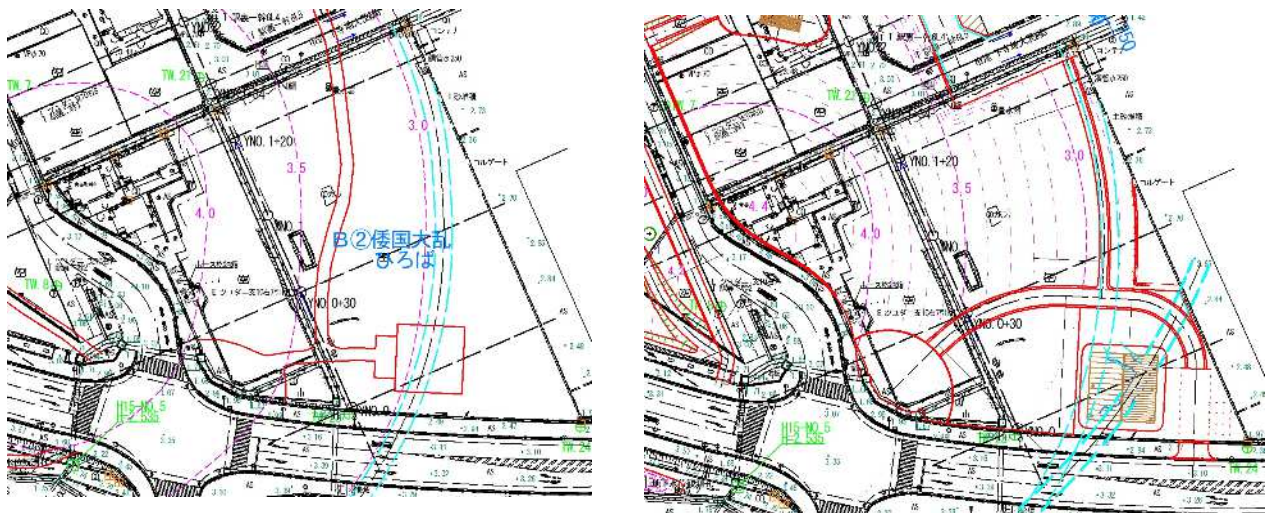


図 4.4 当初の基本計画図【左】 と 修正した区画溝展示方向【右】

倭国大乱展示施設周辺には、区画溝の展示も行う。配置案を下图に示す2ケース検討し、A案を採用している。

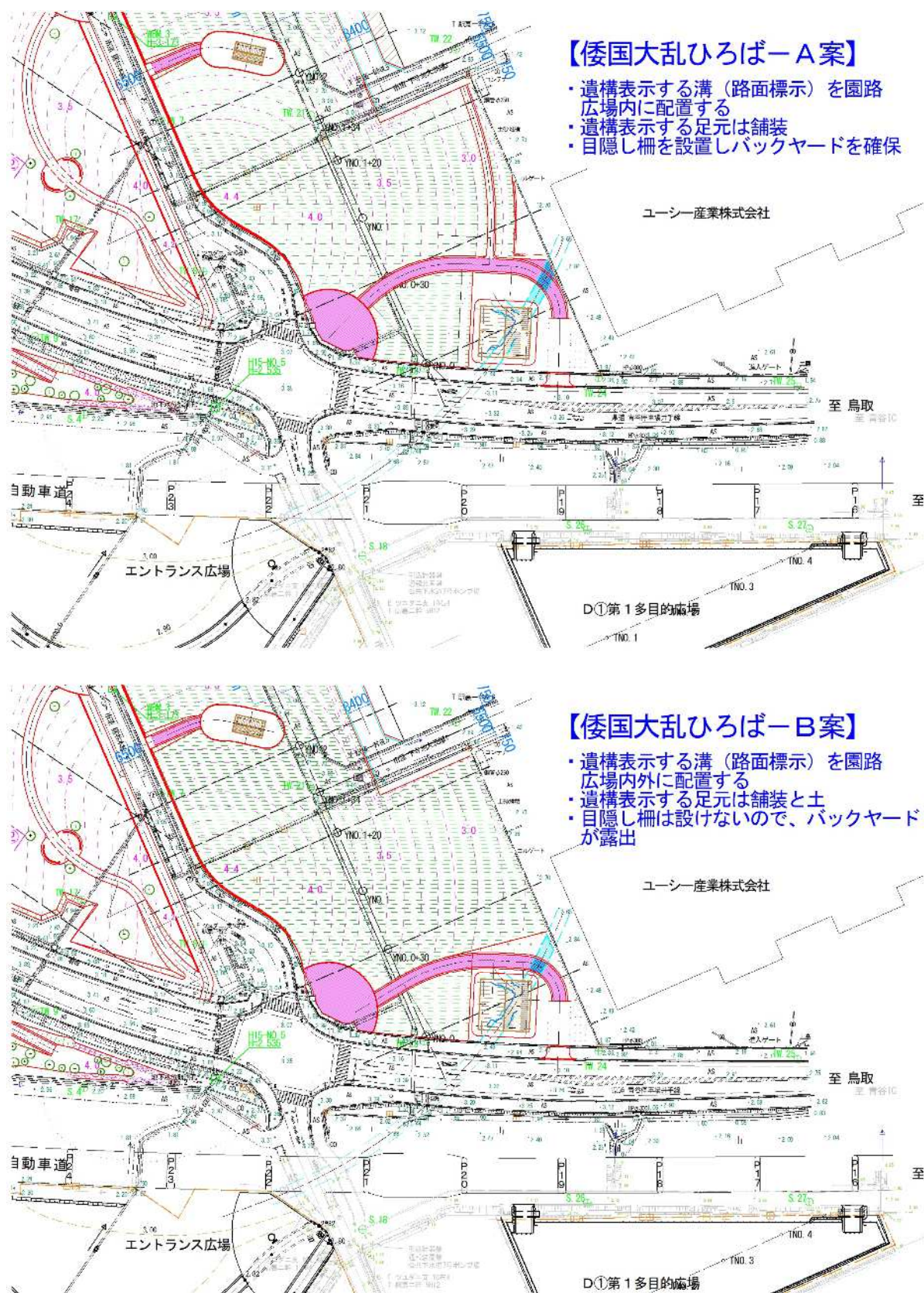


図 4.5 倭国大乱展示施設周辺の区画溝表示案2ケースの比較

4-2-3 D②倭国大乱ひろばの名称変更

グラウンドデザインでは遺跡中心域の核となるエリアを「倭国大乱ひろば」としていたが、整備活用委員会において戦争のイメージや歴史的事実に対して誤解を招く表現となる指摘を得たため、区画溝に囲まれた芝の範囲（中心域）を一括して「遺跡発見ひろば」に統一した。

4-3 整備活用委員会での整備計画に係る意見と対応方針

第5～8回委員会での審議内容を反映した対応方針を示す。

(1) 史跡公園北側エリアの利活用方針と利用者ターゲット

- ・遺跡発見ひろば及び倭国大乱ひろばは、ガイダンス施設で展示を見た人が実際に発掘された現場を訪れ、遺跡を実感できる場とする。
- ・遺構表示や解説パネル等でしっかりとした学術情報を提示する。
- ・芝生化と便益施設の設置により、地元小中学生の校外学習や親子連れの憩いの場、芝で遊べる場としても活用できるようにする。
- ・芝の管理をしてくれるボランティアガイドを育成することで、展示解説のガイドだけでなく、公園や地域を守りたいという機運の醸成を図る。

(2) 史跡倭国大乱ひろば」の名称

- ・人骨と地区名称の倭国大乱が戦争イメージに結び付き、誤解を招く恐れがあることから、区画溝に囲まれた芝の範囲（中心域）を一括して「遺跡発見ひろば」に統一する。

(3) 動線計画

- ・園路活用の仕組みとして、公園内を歩きたくあるようにマラソンやジョギングコースを設定する具体的には、周遊コースを設定し、案内板や路面標示を設置する。
- ・市道露谷本線の東側歩道を拡幅し、園路を兼ねる調整を行う。東側園路は、遺構展示移設や「第2多目的広場」「弥生の海辺ひろば」などの園路に接続すると共に、西側の中心域にも横断歩道を渡って周回できるようにする。
- ・公園区域内を市道が横切るため、安全対策を講ずる。具体には、フェンスの設置、走行車両の速度規制（ハンプ舗装等）を整備する。

(4) 展示施設及び展示物の仕様について

- ・密閉型展示施設として整備する。
- ・遺構展示施設の構造・デザイン等は令和8年度の基本設計で審議する。
- ・施設の外観は、復元建物と差別化するため現代的かつ遺跡のシンボリックなデザインとする。

(5) 植栽計画

- ・復元的植栽は必要とする地区や樹種を検討し、修景植栽は各地区の空間的特性や想定される利活用方法を考慮するとともに、緑陰や修景の側面から適切な樹種を選択する。

(6) 弥生の海辺ひろば

- ・「弥生の海辺ひろば」の海の表現はカラー舗装とし、海らしい表現や素材を検討する。
- ・水が噴き出すような仕組みとして、イベント対応で噴水ユニット等を利用した「水」遊びができる仕掛けとして散水栓を配置する。
- ・準構造船は木造船にはせず、モニュメントベンチ等の機能を併せ持った施設とする。
- ・浜辺復元では、全面砂場化は維持管理や衛生面に問題があるため、砂場を設置する。砂場は常時はシートで被覆しておき、疑似発掘体験イベント時に開放する。
- ・目隠しウォールは海の写真や絵などを掲示し、史跡から見た潟湖の景観が彷彿とされるものとする。

(7) 古代山陰道・条里ひろば

- ・時代背景が異なる施設整備となるため、視覚的に区別できるような仕組みが必要となる。具体には、サインの文字体や支柱色を替える等をする。

(8) 休憩施設（ベンチ）の配置

- ・ベンチ周辺には木陰ができるように植栽を配置する。
- ・遺跡に関連するデザインのベンチがあったら良いという意見を受けて、地区ごとに特徴的なものを加味したベンチの設置を計画する。
- ・県道・市道交差点の入口部分に遺跡のシンボリックなモニュメントを設置する。
- ・園路沿いに足元灯を設置する。

(9) 地域住民の整備の参画

- ・果物系の植樹は収穫祭などで印象に残る人、関わる人が増えるだろう。果樹の植樹は非常に良いと思う。手間はかかるが、その分上手くいったときに、それらの人々が活用の面で大きく長く関わることになる。「弥生の果樹ひろば」の植樹などで市民参画を図る。

4-4 指定地北側工区施設配置計画

次ページに施設配置概要図を示す。

青谷かみじち史跡公園 【広場配置・整備計画平面図（案）】

B①遺跡発見ひろば

- ・園路中央に眺望点を設置（ベンチ、パノラマ説明板、AR/VR体験）
- ・木板水路を復元（体験学習で護岸整備をする）
- ・微高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め（壁面に地層などを表示）

市道露谷本線

- ・別途、市道整備において東側歩道拡幅（調整中）

B③弥生の海辺ひろば

- ・路面で、芝、砂、海を表現
- ・浜辺は砂敷を模した舗装とし、砂場を設け疑似発掘を体験
- ・海部はカラー舗装で表現し、適所に散水栓を配置（イベント時対応を考慮）
- ・旧汀線上に準構造船(L=12m級)等を展示
- ・広場背後に展示ウォール(H=1.8m)を設置し、海のイメージや展示パネルなどを表示



B①遺跡発見ひろば

- ・中央に休憩施設（東屋）を配置
- ・電柱移設（調整中）
- ・微高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め（壁面に地層などを表示）
- ・市道の振り替えは行わず、分断される区画は、多目的スペース（第2多目的広場）として活用
- ・第2多目的広場は、車両乗り入れ舗装とする

C①古代山陰道

- ・道路、道路下部構造の表示

E 景観保全エリア

C②条里ひろば

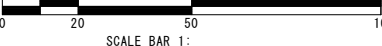
- ・第2駐車場と公園を連絡する園路整備
- ・南側公園と園路で連絡
- ・眺望点（古代山陰道をAR/VR体験、説明板）
- ・湿地系植栽：スギ、ハンノキ、トチ

B②遺跡発見ひろば

- ・覆屋を設置し、遺構を復元し、人骨レプリカなどを展示（便益、休憩スペースを兼ねる）
- ・ひろば東端に管理車両の進入口を設置（駐車マスの路面標示はしない）
- ・遺構表示（溝を路面標示）
- ・広場背後に目隠しウォールを設置し、バックヤード、駐車スペースとして活用

B④弥生の果樹ひろば

- ・地下水位が高いため、高盛土を行い、植栽する
- ・木板水路(溝)を復元
- ・南側公園と園路で連絡
- ・果樹：桃、栗、桑、トチ、クルミ、ヤマナシ、キイチゴ属、ムクロジ等
- ・木製品使用樹：ケヤキ、ヤマグワ、サクラ、アカガシ、イヌガヤ、ケンボナシ、モクレン族、ヤブツバキ、スダジイ、タブノキ、クスノキ、マタタビ、ムラサキシキブ



県道 青谷停車場井手線

事業名	史跡青谷上寺地遺跡整備事業		
工区名	指定地北側工区		
図名	配置計画平面図		
位置	鳥取市青谷町青谷地内		
縮尺	1:2000	単位	M
図号	全葉中の内		
令和	年度施行	鳥取県	
		鳥取県	

4-5 全体計画平面図および鳥瞰図

次ページに指定地北側工区の全体計画平面図と完成イメージを示した鳥瞰図を示す。

全体計画平面図（指定地北側工区）



事業名	史跡青谷上寺地遺跡整備事業		
工区名	指定地北側工区		
図名	配置計画平面図		
位置	鳥取市青谷町青谷地内		
縮尺	1 : 2000	単位	M
図号	全葉中の内		
令和	年度施行		鳥取県
鳥取県			

注意事項

+ 印は、史跡境界を示すコンクリート杭である。移動もしくは撤去しないこと。

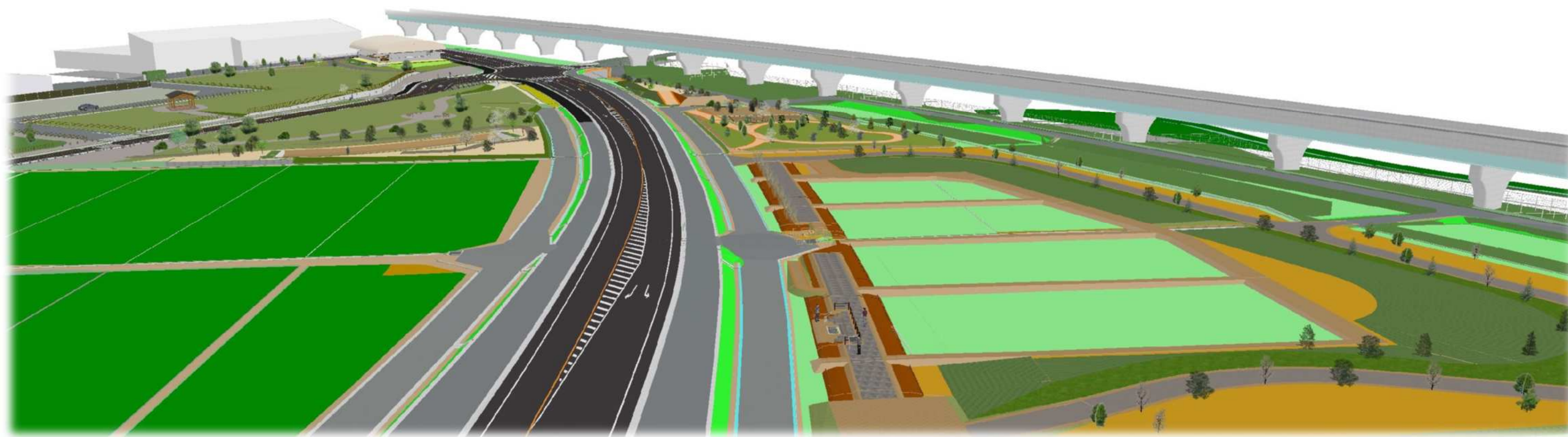
仮移設が生じる場合は、公園事務所へ連絡し指示を得ることとする。



鳥瞰図. 遺跡中心域である遺跡発見ひろば



イメージ図1. 市道露谷本線で2分される遺跡発見ひろばを北側から望む



イメージ図2. 北側工区を史跡西側より望む

4-6 整備活用委員会の概要

青谷かみじち史跡公園整備について、令和 7 年度に 1 度開催（第 5 回）、令和 8 年度に 3 度開催（第 6～8 回）され、実施設の方向性が審議された。

次ページに委員会資料を示す。

第 5～8 回 整備活用委員会資料

第5回とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

日 時 令和7年3月10日(月)

午後1時～午後4時

場 所 青谷かみじち史跡公園ガイダンス棟
体験学習室ほか

1 審議事項

史跡青谷上寺地遺跡北側地区の整備計画について

2 報告事項

- ・むきばんだ史跡公園の発掘調査・整備・活用事業について
- ・青谷かみじち史跡公園の発掘調査・活用事業について

名 簿

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

	専門	委員氏名	所属
委員長	考古学	ひらごおり たつや 平郡 達哉	島根大学法文学部 准教授
副委員長	考古学	むらかみ ゆみこ 村上 由美子	京都大学総合博物館 教授
委員	考古学	てらまさ なおと 寺前 直人	駒澤大学文学部 教授（欠席）
委員	考古学	ひがしむら じゅんこ 東村 純子	福井大学国際地域学部 准教授
委員	考古学	とね ひろこ 戸根 比呂子	金沢学院大学文学部 准教授（欠席）
委員	植物学・植物 考古学	なす ひろお 那須 浩郎	岡山理科大学基盤教育センター 准教授
委員	保存科学	ひさ よういちろう 比佐 陽一郎	奈良大学文学部 教授
委員	史跡整備	たなか いちえ 田中 梨絵	天理大学人文学部 講師
委員	活用	たなか たいち 田中 大一	イッポラボ合同会社 代表社員（欠席）
委員	一般（公募）	いづえ れみ 井上 玲美	

事務局

鳥取県地域社会振興部文化財局

局 長 なかもり しょう
中森 祥

とっとり弥生の王国推進課

課 長 たなか しんいちろう
田中 新一郎

課長補佐 ふくい ひろみつ
福井 尋充

係 長 おかの まさのり
岡野 雅則

係 長 ひがしむら ひとし
東方 仁史

文化財主事 うめむら だいすけ
梅村 大輔

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

所 長 にしむら よしまさ
西村 芳将

課長補佐 はまだ たつひこ
濱田 竜彦

係 長 かわい のりゆき
河合 章行

文化財主事 たかはし しょうじ
高橋 章司

文化財主事 いえつか いじ
家塚 英詞

文化財主事 きた ひろあき
北 浩明

鳥取県立むきばんだ史跡公園

所 長 なかやま やすと 中山 寧人
係 長 はまもと としゆき 濱本 利幸
係 長 たまき ひでゆき 玉木 秀幸
文化財主事 おおいわ ぐんひろ 大川 泰広
文化財主事 みずむら なおと 水村 直人

関係機関

鳥取市教育委員会事務局 文化財課 課長 ささき たかふみ 佐々木 孝文
鳥取市役所青谷町総合支所 地域振興課 主任 まつばら まさひろ 松原 雅彦

日 程

午後1時 開 会

午後1時5分～午後3時 審議（現地視察）

午後3時～午後3時40分 審 議

午後3時40分～午後4時 報 告

午後4時 閉 会

鳥取県附属機関条例（抜粋）

平成25年10月11日

鳥取県条例第53号

改正 平成28年6月21日条例第40号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

（組織）

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（部会等）

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

別表第2（第2条関係）

（平26条例12・平26条例34・平27条例12・平28条例17・一部改正）

名称	調査審議する事項
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(検討する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を専門的に検討するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

妻木晩田遺跡・青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法・計画及び整備活用の方法・計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験などを有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

5 事務局は、とっとり弥生の王国推進課、むきばんだ史跡公園及び青谷かみじち史跡公園に置き、事務を分担する。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の開催は、委員長（委員長が決まる前にあつては知事）が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行し、要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月20日から施行する。

議事 史跡青谷上寺地遺跡北側地区の整備計画について

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

1 整備基本計画（詳細化）に示した地区区分と整備内容

A 弥生の自然体感地区 ※整備公開済み

B 弥生の歴史発見地区

- ①遺跡発見ひろば：集落中心域の微高地の復元、集落西側区画溝の復元。
- ②倭国大乱ひろば：大量の人骨が出土した東側区画溝の復元。人骨の出土状況を復元展示する施設の建設。
- ③弥生の海辺ひろば：遺跡の玄関口である海を可視化。砂場で汀を表現。海との関りを示す復元品の展示。
- ④弥生の果樹ひろば：モモやクリなどの果樹を植栽。

C 古代山陰道地区

古代山陰道と条里の遺構表示。解説板やAR・VRを併用。

D 多目的利用地区

管理用バックヤード・臨時駐車場として整備。第1多目的ひろばは整備公開済み。



整備基本計画（詳細化）掲載の史跡整備のランドデザインと公開中の範囲

2 配置計画案と各地区の整備内容案（別添図参照）

B 弥生の歴史発見地区

①遺跡発見ひろば

<整備目的>

「集落中心域」の顕在化

<整備内容>

- ・集落が立地する微高地の地形復元。最大約1mの盛土。地被植栽（芝植栽を検討）。
- ・集落中心域西側区画溝の復元。農業用水路から導水し、水を流す。溝背後には矢板列復元。
- ・便益・管理施設の設置（東屋、眺望点、一時駐車スペースなど）。

<課題点>

- ・建物遺構が発見されておらず建物を復元できないため、「集落中心域」であることを表現するのが難しい。
→ ものづくりや交易の様子を透過型パネル等で説明することを検討
- ・復元標高の設定。低くすると微高地を十分に表現できない。高くすると道路・歩道との段差が大きくなる。
- ・地衣植栽を芝とした場合、整備コスト・管理コストが大幅に増加。
- ・矢板列の復元範囲・復元方法について検討が必要。

②倭国大乱ひろば

<整備目的>

大量人骨出土状況を表現

<整備内容>

- ・大量の人骨が出土した集落中心域東側区画溝を復元。遺構復元しない延長部分は遺構表示とする。
- ・復元溝にレプリカ人骨を設置し、20次調査での出土状況を再現。開放型遺構展示施設（壁を持たない覆屋）を設置。
- ・便益・管理施設の設置（一時駐車スペース、管理用区画など）。

<課題点>

- ・遺構は同位置での復元が前提となるため、1次調査地（現県道）の大量人骨出土状況の再現とはならない。
- ・溝・人骨出土状況の復元手法の検討。

③弥生の海辺ひろば

<整備目的>

交易の舞台である海を表現

<整備内容>

- ・砂などを用いて海、砂浜を表現。
- ・汀線付近に丸木舟を展示。
- ・背後の工場等を隠す遮蔽ウォールを設置。展示パネルとして利用し、海に関わる暮らしや交易、青谷平野の地形・景観の変遷に関連する画像・情報を掲示。

<課題点>

- ・来園者が海をイメージできる表現手法の検討。

④弥生の果樹ひろば

<整備目的>

弥生時代の植物利用の表現・体験学習等での活用素材の整備

<整備内容>

- ・微高地の地形復元。集落中心域西側区画溝の復元。
- ・区画溝東側エリア（集落中心域内部）に果樹を植栽（モモ・クリ・オニグルミ等を検討）。

- ・区画溝西側エリアに木製品の材料となった樹種を植栽（ケヤキ・ヤマグワ・サクラ・アカガシ等を検討）
- <課題点>
- ・植栽樹種の検討。

C 古代山陰道地区

<整備目的>

古代山陰道の表現

<整備内容>

- ・ヤナギの植栽によって古代山陰道をゆるやかに遺構表示。
- ・AR・VRでの遺構再現を検討。眺望点を設置。
- ・湿生の樹種を植樹（スギ・ハンノキ・トチなど）。
- ・条里地割をイメージした園路の検討

<課題点>

- ・道路遺構の全体像が把握できていないため、AR・VRは推定復元によるCGとなる。

3 今後のスケジュール

	R6年度	R7年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公園設計													
実施設計													
配置計画													
園路設計													
造成,排水設計													
遺構復元設計													
植栽設計													
設備設計													
撤去設計													
各種図面作成													
数量まとめ													
成果品まとめ													
鳥観図作成													
委員会													

B①遺跡発見ひろば

- ・園路中央に眺望点を設置
(ハンチ、パノラマ説明板、AR/VR体験)
- ・西側区画道を復元(体験学習等で矢張り護岸を整備する)
- ・微高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め
(壁面に地層などを表示)

市道露谷本線

- ・別途、市道整備において東側歩道拡幅(調整中)

B③弥生の海辺ひろば

- ・路面で、芝、砂、海を表現
- ・旧灯線上に木舟を展示
- ・広場背後に展示ウォール(H=1.8m)を設置し、
海のイメージや展示パネルなどを表示

C①古代山陰道

- ・街路樹(ヤナギ)を植栽

C②条理ひろば

- ・第2駐車場と公園を連絡する園路整備
- ・南側公園と園路で連絡
- ・眺望点(古代山陰道をAR/VR体験、説明板)
- ・湿地系植栽: スギ、ハンノキ、トチ

D②第2多目的ひろば → B①遺跡発見ひろば

- ・駐車場計画を中止し、Bゾーンとして再編
- ・中央に休憩施設(東屋)を配置
- ・市道の振り替え、電柱移設(調整中)
- ・市道露谷本線側は擁壁で土留め
(壁面に地層などを表示)

B②倭国大乱ひろば

- ・遊屋を設置し、遺構を復元し、人骨レプリカ
などを展示
- ・ひろば東端に管理車両の進入口を設置
(駐車マスの路面標示はしない)
- ・遺構表示(溝を路面標示)
- ・広場背後に目隠しウォールを設置し、バックヤード、
駐車スペースとして活用

ユウテック株式会社

県道 青谷停車場井手線

B④弥生の果樹ひろば

- ・地下水位が高いため、高盛土を行い、植栽する
- ・木板水路(溝)を復元
- ・南側公園と園路で連絡
- ・果樹: 桃、栗、梨、トチ、ヤマナシ等
- ・木製品使用樹種: ケヤキ、ヤマグル、サクラ、アカガシ、イヌガヤ、
ヤブツバキ、スタジイ、タフノキ等

事業名	史跡青谷上寺地遺跡整備事業
工区名	指定地北側工区
図名	平面図
位置	鳥取市青谷町青谷地内
縮尺	1:1000 単位 M
図号	全 葉中の内
令和	年度施行 鳥取県

0 0 2
0 2 0 5 SCALE BAR 1:1000

第6回とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

日 時 令和7年6月16日(月)

午後1時～午後4時

場 所 青谷かみじち史跡公園ガイダンス棟
体験学習室

1 審議事項

史跡青谷上寺地遺跡北側地区の整備計画について

2 報告事項

- (1) 史跡妻木晩田遺跡の発掘調査事業について
- (2) 史跡妻木晩田遺跡の整備事業について
- (3) 史跡妻木晩田遺跡の活用事業について
- (4) 史跡青谷上寺地遺跡の発掘調査事業について
- (5) 史跡青谷上寺地遺跡の活用事業について

名 簿

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

	専門	委員氏名	所属
委員長	考古学	ひらごおり たつや 平 郡 達哉	島根大学法文学部 教授
副委員長	考古学	むらかみ ゆみこ 村上 由美子	京都大学総合博物館 教授（欠席）
委員	考古学	てらまえ なおと 寺前 直人	駒澤大学文学部 教授
委員	考古学	ひがしむら じゅんこ 東 村 純子	福井大学国際地域学部 准教授 （オンライン参加）
委員	考古学	とね ひろこ 戸根 比呂子	金沢学院大学文学部 准教授 （オンライン参加）
委員	植物学・植物 考古学	なす ひろお 那須 浩郎	岡山理科大学基盤教育センター 准教授
委員	保存科学	ひ き よういちろう 比佐 陽一郎	奈良大学文学部 教授（欠席）
委員	史跡整備	たなか りえ 田中 梨絵	天理大学人文学部 講師
委員	活用	たなか たいち 田中 大一	イッポラボ合同会社 代表社員
委員	一般（公募）	いのうえ お み 井上 玲美	

事務局

鳥取県地域社会振興部文化財局

局 長 なかもり しょう
中森 祥

とっとり弥生の王国推進課

係 長 おかの まさのり
岡野 雅則

係 長 ひがしかた ひとし
東方 仁史

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

所 長 にしむら よしまさ
西村 芳将

課長補佐 おぐち えいいちろう
小口 英一郎

係 長 ゆむら いさお
湯村 功

係 長 かわい のりゆき
河合 章行

文化財主事 いづつか えいじ
家塚 英詞

文化財主事 かどわき たかし
門脇 隆志

文化財主事 き い そうな
木井 荘太

鳥取県立むきばんだ史跡公園

所 長 中山 寧人
係 長 濱本 利幸
係 長 玉木 秀幸
文化財主事 水村 直人
文化財主事 梅村 太輔

関係機関

鳥取市教育委員会事務局 文化財課 課長補佐 加川 崇
鳥取市役所青谷町総合支所 地域振興課 主任 梅津 勇斗

オブザーバー

設計業務受託者 株式会社ウエスコ 米子支店 参事 山内 健治
鳥取支社 技師 二井 拓光

日 程

午後1時 開 会

午後1時10分～午後2時45分 審 議

午後2時45分～午後3時 休 憩

午後3時～午後4時 報 告

午後4時 閉 会

鳥取県附属機関条例（抜粋）

平成25年10月11日

鳥取県条例第53号

改正 平成28年6月21日条例第40号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

（組織）

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（部会等）

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

別表第2（第2条関係）

（平26条例12・平26条例34・平27条例12・平28条例17・一部改正）

名称	調査審議する事項
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(検討する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を専門的に検討するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

妻木晩田遺跡・青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法・計画及び整備活用の方法・計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験などを有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

5 事務局は、とっとり弥生の王国推進課、むきばんだ史跡公園及び青谷かみじち史跡公園に置き、事務を分担する。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の開催は、委員長（委員長が決まる前にあっては知事）が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行し、要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月20日から施行する。

審議事項 史跡青谷上寺地遺跡北側地区の整備計画について

1 史跡公園北側エリアの利活用方針と利用者ターゲット

- ・遺跡発見ひろば及び倭国大乱ひろばは、ガイダンス施設で展示を見た人が実際に発掘された現場を訪れ、遺跡を実感できる場とする。
- ・遺構表示や解説パネルなどでしっかりとした学術情報を展示する。
- ・芝生化と便益施設の設置により、地元小中学生の校外学習や親子連れの憩いの場、芝で遊べる場としても活用できるようにする。

2 「倭国大乱ひろば」の名称について

- ・人骨と地区名称の倭国大乱が戦争イメージに結び付き、誤解を招く恐れがあることから、「青谷弥生人発見ひろば」に変更する。

3 動線計画（資料1）

- ・公園内は来園者が円滑に移動できるよう園路やスロープを設置。仕様は耐久性、排水性、安全性に配慮する。
- ・園路の一部は管理道を兼ね、許可されていない車両が公園内に進入できないよう車止めを設置。また公道からの出入口場には車回転場を設ける。
- ・視点場や展示施設へ連絡する園路を設け、人が集まりやすい場所に入溜りスペースを配置する。
- ・山陰道により史跡公園が南北に分断されるため、南北連絡動線の占用などを道路管理者（国交省）と調整する（調整中）。
- ・B地区の遺構展示施設へは、車椅子利用者等でも円滑に見学できるよう専用駐車スペースを隣接地に配置する。
- ・南北に分断する市道露谷本線の東側歩道を拡幅し、園路を兼ねることを道路管理者である鳥取市と調整中。
- ・史跡公園北側は県道・市道による分断されているため、来園者の安全確保のため信号機や新たな横断歩道の設置を県・市と調整する。

4 展示施設及び展示物の仕様について（資料2）

- ・地盤が軟弱であるため密閉型展示施設ではなく、地下遺構に影響のない開放型展示施設とする。
- ・施設は回廊型とし、解説パネルを設置しAR等を用いたデジタル技術を導入する。
- ・施設は休憩スペースを兼ねたものとし、ベンチ等を設置する。
- ・復元遺構は GRC（ガラス繊維強化コンクリート）、人骨等のレプリカは FRP（繊維強化プラスチック）とする。

5 植栽計画（資料3）

- ・復元的植栽は必要とする地区や樹種を検討し、修景植栽は各地区の空間的特性や想定される利活用方法を考慮し、機能や景観の側面から適切な樹種を選択する。

- ・弥生の果樹ひろばでは、弥生時代の人々が栽培し、果実を食用していたとみられる樹木や道具として使用していた樹木を植栽。この植栽は山陰自動車道の高架を遮蔽する修景を兼ねる。
- ・遺跡発見ひろばや青谷弥生人発見ひろば（倭国大ひろば）の芝生ひろばには、景観植栽、緑陰植栽として弥生の果樹ひろばで選定する樹種を休憩施設周辺や人が溜まる場などに植栽する。
- ・樹種リストは別紙参照。

6 遺跡発見ひろばの多目的スペースについて

- ・公園南側との距離があることから、多目的スペースの一部を駐車場とする。
- ・公園南側との距離があること、親子連れなどの来園を考え、遺跡発見ひろばの多目的スペースに便益施設（トイレ・ベンチ・水道設備等）を設置する。
- ・現在敷設されている電柱の移転を進める（調整中）

7 道路（市道下寺地大茨線・下寺地工場線）の付け替えについて

- ・工場への大型トラック利用により、切り回しが難しく付け替えは困難。当初計画通りとする。

【動線計画】

【凡例】

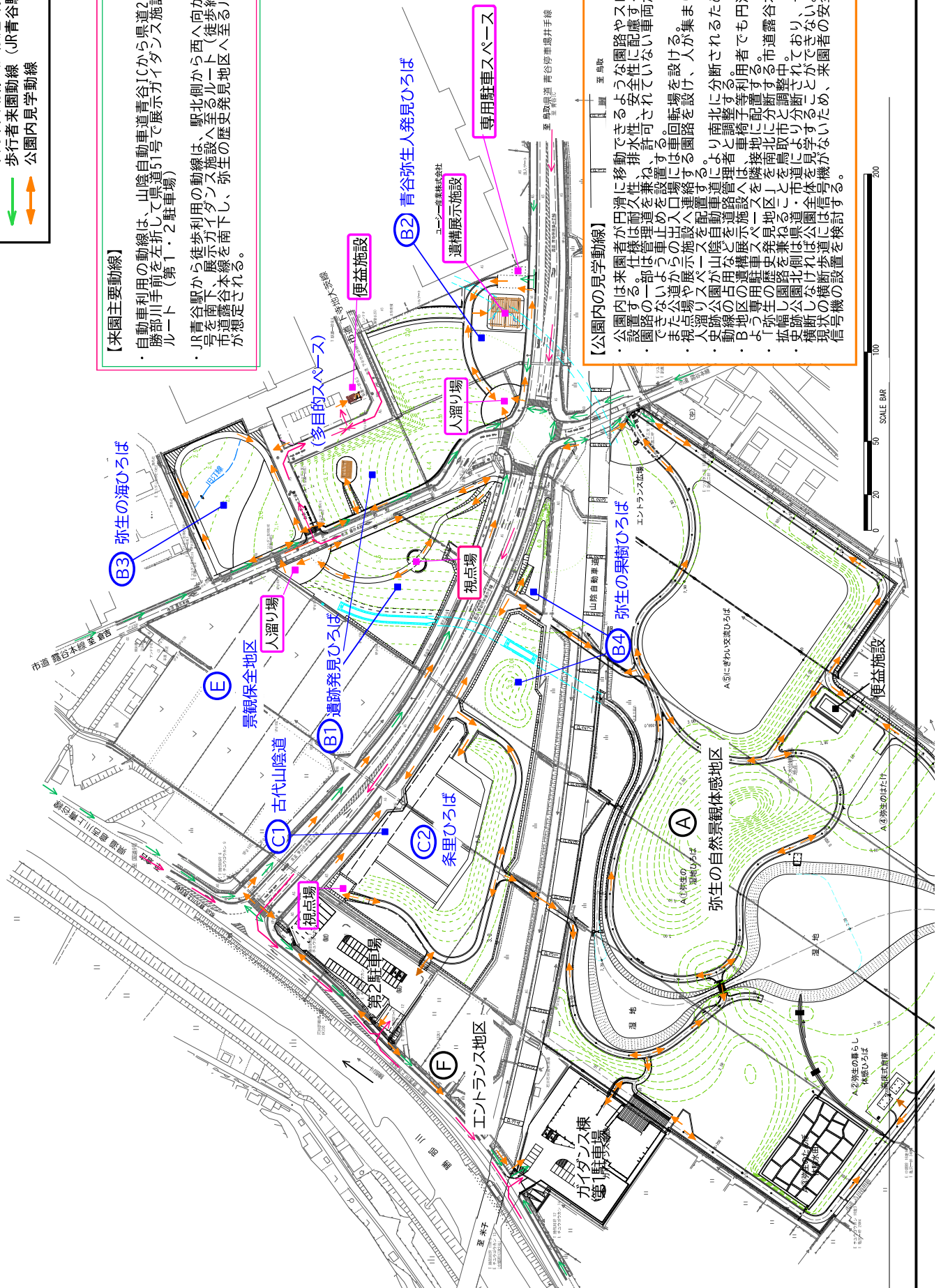
-  車而來園動線（山陰道-青谷ICより）
 歩行者來園動線（JR青谷駅より）
 公園内見學動線

【來園主要動線】

- ・自動車利用の動線は、山陰自動車道青島ICから県道274号を西進、勝部川手前を左折して県道51号で展示ガイダンス施設へ至る（第1・2駐車場）
- ・R青島谷から徒歩利用の動線は、駅北側から西へ向かい県道51号を南進し、展示ガイダンス施設へ至るルート（徒歩約12分）、展示館を南下し、弥生の歴史発見地区へ至るルート（徒歩約10分）を本線と併用する。市道盛谷谷を想定される。

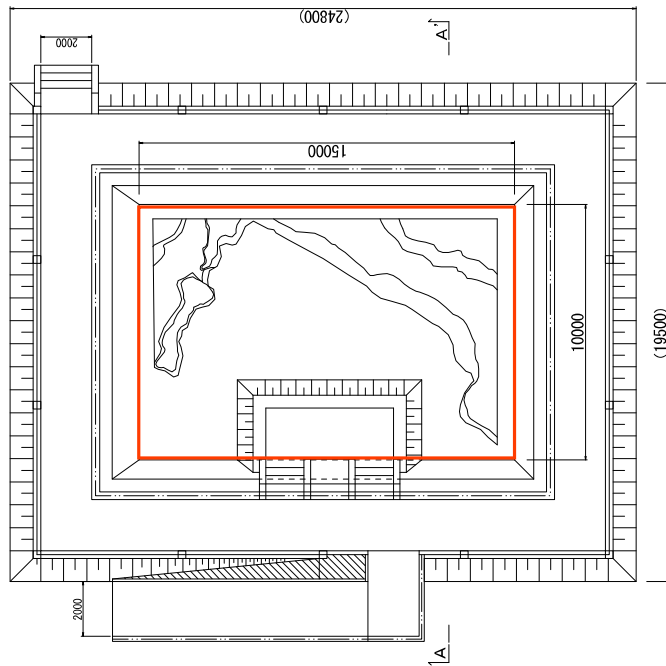
【公園内の見学動線】

- [illegible]



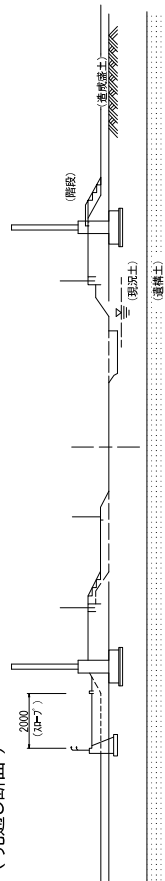
青谷弥生人発見ひろば-覆屋式遺構展示施設(概要【案】)

- ・展示範囲：15.0×10.0m
- ・展示概要：SD38(第20次発掘調査)の遺構を展示する
- ・展示方針：第1次調査の様子を復元する
- ・対象地の地盤状況：地下水位が高く、N値1程度の軟弱地盤
- ・覆屋基礎の根入れ深さ：埋蔵されている遺構へ影響が生じるため、根入れ深さは1mまで(杭基礎はNG)
- ・展示施設構造：基礎部への負担を軽減させるため、軽量部材(膜屋根など)による建築とする

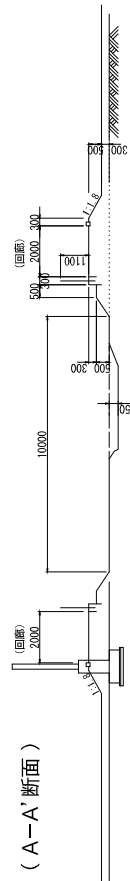


【展示イメージ】

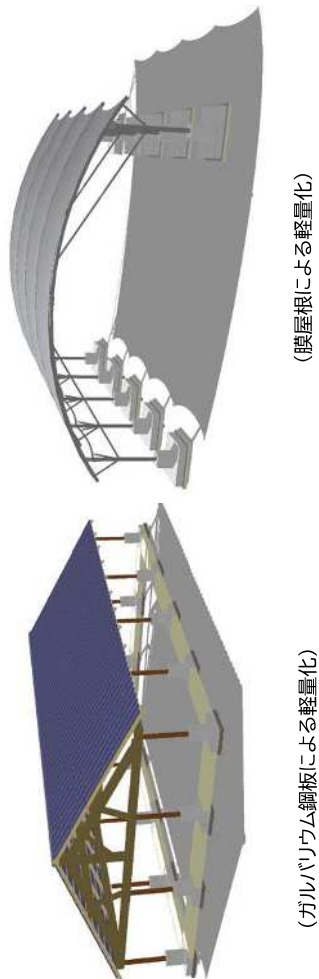
(見通し断面)



(A-A'断面)



- ・地下水位が高く、復元施設の影響を考え、復元する高さは現況地盤程度とする。
- ・展示回廊は復元施設の見学を主な目的とし、復元施設より高め(1m弱)とする。
- ・見学者の円滑な移動に配慮し、階段とスロープを併用するアプローチとする。
- ・休憩スペースとして、ベンチ等を設ける。



【覆屋形式イメージ】



写真.1 公園利用(児童の遠足、課外学習)
場所:安満遺跡公園(高槻市)



写真.2 透通型パネルを用いた解説サイン
場所:安満遺跡公園(高槻市)



写真.3 遺構展示施設 場所:むさびんだ史跡公園



写真.4 遺構展示施設 場所:平城宮跡歴史公園



写真.5 遺構展示施設
場所:原の辻一支国王都復元公園(香崎市)



写真.6 遺構展示施設 場所:三内丸山遺跡
大人の墓-強化ガラス展示



写真.7 陶板による遺構露出(平面)展示
場所:場所:安満遺跡公園



写真.8 環濠の水面を玉石で表現
場所:安満遺跡公園



写真.9 カラー舗装による水面の表現事例



写真.10 舗装材による波の表現事例



写真.11 青色玉砂利(ウエットとドライ時の差)



青谷かみじち史跡公園

【植栽・修景計画方針】

古代山陰道に沿ってヤナギの街路樹を植栽

【区画溝内側植栽】

果樹：桃、栗、トチ、ヤマナシ、キイチゴ属

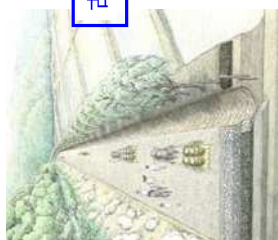
【区画溝外側植栽】

木製品使用樹：
サクラ、アカガシ、モクレン属、
スダジイ、タブノキ、ムササギキブ

弥生時代と古代時代の時代背景が
異なる展示となるため、花草による
景観植栽をし、区別化する

湿地環境(地下水位高い)のため、
トチノキやハンノキ、スギ等の湿地系
樹木を景観植栽する

参考図：古代山陰道-柳の街路樹



【景観対策】
目隠し壁(H=1.8m程度)を整備することで、
隣接工場の背景を緩和できる

【中心域の植栽】

“張芝”を行い、視覚的に周囲と区別する。
人が溜まる箇所や、休憩施設の周辺には、
景観植栽、緑陰植栽として、広葉樹の森で
選定する樹種を植栽する



弥生の歴史発見地区

古代山陰道地区

エントランス地区

ガイダンス棟
第1駐車場

第2駐車場

山陰自動車道

エントランス広場

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

至 鳥取

【区画溝外側植栽】

木製品として使用されていた
広葉樹の森を配置する。
使用する樹種案：
ヤブツバキ、スダジイ、タブノキ、クスノキ、マタビ、ムササギキブ

【区画溝内側植栽】

食用されていた果樹の森を配置する。
使用する樹種案：
桃、栗、トチ、クルミ、ヤマナシ、キイチゴ属、ムクロジ等

【区画溝内側植栽】

食用されていた果樹の森を配置する。
使用する樹種案：
桃、栗、トチ、クルミ、ヤマナシ、キイチゴ属、ムクロジ等

弥生の自然景観体感地区

A5にぎわい交流ひろば

A4弥生の歴史ひろば

A3弥生の歴史ひろば

A2弥生の歴史ひろば

A1弥生の歴史ひろば

A0弥生の歴史ひろば

A-1弥生の歴史ひろば

A-2弥生の歴史ひろば

A-3弥生の歴史ひろば

A-4弥生の歴史ひろば

A-5弥生の歴史ひろば

【景観対策】
県道南側の植栽地帯は、県道程度まで造成し、
植栽を行うことで、山陰道高架橋の背景を緩和できる



※森植栽は、他事例を参考に、密な配植の際には、1.8m程度の間隔とする

ヤナギ



種別：落葉広葉樹
根系：浅根系（環境適用）
備考：耐湿性がある

ハンノキ



種別：落葉広葉樹
根系：浅根系
備考：耐湿性がある

スギ



種別：常緑針葉樹
根系：深根系
備考：耐湿性がある

コナラ



種別：落葉広葉樹
根系：深根系
備考：やや耐湿性がある

アカガシ



種別：常緑広葉樹
根系：中間系
備考：

ヤマグワ



種別：落葉広葉樹
根系：中間系
備考：水はけのよい土壌を好む

ケヤキ



種別：落葉広葉樹
根系：浅根系
備考：

ヤマザクラ



種別：落葉広葉樹
根系：浅根系
備考：水はけがよい場所を好む

ソメイヨシノ



種別：落葉広葉樹
根系：中間系
備考：水はけがよい場所を好む

ヤブツバキ



種別：常緑広葉樹
根系：浅根系
備考：水はけがよく肥沃な弱酸性土を好む

イヌガヤ



種別：常緑針葉樹
根系：深根系
備考：

スダジイ



種別：常緑広葉樹
根系：深根系
備考：やや湿った水はけのよい土を好む

タブノキ



種別：常緑広葉樹
根系：中間系
備考：

クスノキ



種別：常緑広葉樹
根系：中間系
備考：極端なやせ地でない限り土壌は選ばない

ケンボナシ



種別：落葉広葉樹
根系：
備考：やや湿気のある深い土壌を好む

モクレン属(タイサンボク)



種別：常緑広葉樹
根系：
備考：肥沃な適湿地を好む

マタタビ



種別：落葉広葉樹/つる性
根系：
備考：やや湿り気のある土壌を好む

ムラサキシキブ



種別：落葉広葉樹の低木
根系：
備考：湿り気の土壌を好む

果 樹 (1)

ヤマモモ



種別：常緑広葉樹
根系：中間系
備考：耐湿性はない

ケモモ (毛桃)



種別：落葉広葉樹
根系：
備考：

クライモモ (鞍井桃)



種別：落葉広葉樹
根系：
備考：

クリ



種別：落葉広葉樹
根系：深根系
備考：排水保水性がよい
酸性土壌を好む

クワ



種別：落葉広葉樹
根系：中間系
備考：水はけのよい土壌
を好む

トチノキ



種別：落葉広葉樹
根系：深根系
備考：耐湿性がある

オニグルミ



種別：落葉広葉樹
根系：中間系
備考：耐湿性がある

ヤマナシ



種別：落葉広葉樹
根系：
備考：

キイチゴ属 (ラズベリー)



種別：低木性落葉果樹
根系：浅根系
備考：日本のキイチゴ属は、
モミジイチゴ、ナワシロイチゴ、
カジイチゴ、クサイイチゴなど

ムクロジ

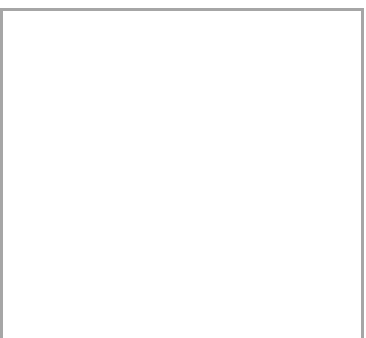


種別：落葉広葉樹
根系：
備考：暑さや寒さに強い
別名；セッケンノキ

モミジイチゴ



種別：低木性落葉果樹
根系：浅根系
備考：
別名；黄莓(キイチゴ)



樹 木 植 栽 間 隔



事例.1 実のなる木(どんぐり系)の植栽間隔(≒1.5～2m) 場所:むさばんだ史跡公園



事例.2 実のなる木(どんぐり系)の植栽間隔(≒1.5～2m) 場所:安満遺跡公園

【広場配置・整備計画平面図】(案)

B①遺跡発見ひろば

- 園路中央に眺望点を設置
(ベンチ、パノラマ説明板、AR/VR体験)
- 木板水路を復元 (体験学習で護岸整備をする)
- 微高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め
(壁面に地層などを表示)

C①古代山陰道

- ・道路、道路下部構造の表示
- ・街路樹（ヤナギ）を植栽

C2 糸 516

- ・第2駐車場と公園を連絡する園路整備
- ・南側公園と園路で連絡
- ・眺望点（古代山陰道をAR・VR体験、説明版）
- ・湿地系植栽：スギ、ハンゾノキ、トナリ

B①遺跡発見ひろば

- ・中央に休憩施設（東屋）を配置
- ・敷高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め（壁面に地層などを表示）
- ・市道の振り替えは行わず、分断される区画は、多目的スペースとして活用
- ・便施設（トイレ、水運設備等）を設置

B②倭国大乱ひろば

青谷弥生人発見ひろば

- 習居を設置し、通機を復元し、人高レプリカなどを展示（休憩スペースを兼ねる）
 - ひろは東端に管理車庫の出入口を設置（駐車マスの路面標示はしない）
 - 通機表示（溝を路面標示）
 - 広場背後に目隠しウォールを設置し、バックヤード、駐車スペースとして活用
- ユニーグループ建築株式会社

 B4 弥生の果樹ひろば

-
- 高盛土を行ひ、植栽する
- ・地下水位が高いため、高盛土を行い、植栽する
 - ・木板水路(溝)を復元
 - ・南側公園と園路で連絡
 - ・果樹：桃、栗、桑、トチ
 - ・木製品使用樹：ケヤキ、ヤマギヨ、サクラ、アカカシ、イヌガヤ、ケンボナシ、モクレン族、ヤブツバキ、スタジイ、タブノキ、クスノキ、マタタビ、ハラスギキギョ

第7回 とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

日時 令和7年8月6日(水) 午後3時～午後5時

令和7年8月7日(木) 午前9時～正午

会場 鳥取県立むきばんだ史跡公園

(1日目)

1 挨拶 15:00

2 現地視察 15:15 ～ 17:00

妻木晩田遺跡妻木新山地区(発掘調査)

妻木晩田遺跡仙谷地区(整備)

妻木晩田遺跡妻木山地区、洞ノ原地区(公開エリア)

(2日目)

3 議事・報告事項 9:00 ～ 11:55

(1) むきばんだ史跡公園 9:00 ～ 10:45

議事1 令和7年度妻木晩田遺跡妻木新山地区の発掘調査について

報告1 令和7年度妻木晩田遺跡仙谷地区の整備について

(2) 青谷かみじち史跡公園 10:55 ～ 11:55

議事1 史跡青谷上寺地遺跡の発掘調査事業について

議事2 史跡青谷上寺地遺跡北側地区の整備計画について

報告1 史跡青谷上寺地遺跡の活用事業について

4 閉会 12:00

名 簿

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

	専門	氏名	所属
委員長	考古学	ひらごおり たつや 平郡 達哉	島根大学法文学部 教授
副委員長	考古学	むらかみ ゆみこ 村上 由美子	京都大学総合博物館 教授
委員	考古学	てらまえ なおと 寺前 直人	駒澤大学文学部 教授
委員	考古学	ひがしむら しゅんこ 東村 純子	福井大学国際地域学部 准教授
委員	考古学	とね ひろこ 戸根 比呂子	金沢学院大学文学部 准教授
委員	植物学、 植物考古学	なす ひろお 那須 浩郎	岡山理科大学基盤教育センター 准教授
委員	保存科学	ひさしやういちろう 比佐 陽一郎	奈良大学文学部 教授（欠席）
委員	史跡整備	たなか りえ 田中 梨絵	天理大学人文学部 講師
委員	活用	たなか たいち 田中 大一	イッポロボ合同会社 代表社員（欠席）
委員	一般（公募）	いのうえ れみ 井上 玲美	

事務局

鳥取県地域社会振興部文化財局

局 長 中森 祥

とっとり弥生の王国推進課

課 長 山村 祐里枝

係 長 岡野 雅則

むきばんだ史跡公園

所 長 中山 寧人

係 長 玉木 秀幸

係 長 瀧本 利幸

文化財主事 水村 直人

文化財主事 梅村 大輔

主 事 妹尾 充美

青谷かみじち史跡公園

所 長 西村 芳将

課 長 補 佐 小口 英一郎

係 長 湯村 功

係 長 河合 章行

文化財主事 家塚 英詞

文化財主事 門脇 隆志

文化財主事 木井 荘太

鳥取市教育委員会文化財課

課 長 補 佐 加川 崇

米子市経済部文化観光局文化振興課

主 任 左古 友剛

主 事 清水 友陽

大山町商工観光課文化財室

主 幹 松田 剛

議事2 史跡青谷上寺地遺跡北側地区の整備計画について

1 利活用方針について（資料1・2）

- ・常設のドッグラン設置は行わず、イベント等での利活用で対応する。
- ・園路の利活用の1つとしてウォーキング・ジョギングコースの路面標示を設置する。

2 北側地区名称について

- ・「遺跡発見ひろば」と新たに提案した「青谷人発見ひろば」（「倭国大乱ひろば」）は、「発見」という単語が重なるため、区画溝に囲まれた芝の範囲を「遺跡発見ひろば」に統一する。

3 「弥生の海辺ひろば」について（資料3）

- ・海の表現はカラー舗装とするが、散水栓を設け、イベント時に舗装水面にはレンタル 噴水ユニット等を利用した「水」遊びができることを検討する。
- ・浜辺は砂を敷くことで表現し、砂場を疑似発掘体験できる場として利活用を図る。
- ・隣接工場の目隠しウォールは、海の写真や絵などを掲示する。
- ・海辺際には実際に乗れるような準構造船を設置する。
- ・青谷上寺地遺跡と海との関わりを示す解説板を設置する。

4 「古代山陰道・条里ひろば」の遺構表示について（資料4）

- ・古代山陰道は、青谷上寺地遺跡の調査成果に基づいた遺構表示を整備する。
- ・道路構造や条里構造が視覚的に理解できるような遺構表示や解説板を設置する。

5 案内（サイン）計画について（資料5）

- ・北側地区には、史跡全体の概要を示した「総合解説板」（多目的ひろば）、史跡地内での誘導「案内板」（史跡地内の園路分岐点）、遺構や整備の背景、地形・自然的要素や、眺望点等の説明解説等を行う「個別解説板」（区画溝、古代山陰道・条里、中心域、海岸線、微高地、植栽等、中心域微高地）、各ひろばや整備ゾーンの「名称板」、危険箇所等の注意情報掲示や開園時間等の利用に関する「利用説明板」（多目的スペース）を設置する。
- ・「弥生の果樹ひろば」の解説板には、樹種解説だけでなく、弥生時代の道具などのレプリカも展示することを検討する。
- ・大型の緑陰ベンチ、小型ベンチを各ひろばに設置する。
- ・園路沿いには足元灯を設置する。

6 市道露谷本線拡幅工事と多目的スペースについて（資料6）

- ・多目的スペースへの大型バスの走行・乗降は可能。ただし、見学に伴う長時間の停車は既設の第2駐車場を利用するものとする。
- ・市道の安全対策として、横断歩道の設置・移設、ハンプの路面標示を鳥取市・公安委員会

と調整・協議する。

- ・非常時放送設備・監視設備・火災報知器等の電気設備を便益施設と展示施設に設置する。
また電柱撤去に伴う電信設備等の移設は、遺跡の保護と景観に配慮し盛土（保護層内）内への敷設を検討する。
- ・中心城、「弥生の果樹ひろば」等の芝・植物管理のための散水栓を設ける。

青谷かみじち史跡公園【広場配置・整備計画平面図（案）】

B①遺跡発見ひろば

- ・園路中央に眺望点を設置（ベンチ、パノラマ説明板、AR/VR体験）
- ・木板水路を復元（体験学習で護岸整備をする）
- ・微高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め（壁面に地層などを表示）

C①古代山陰道

- ・道路、道路下部構造の表示

C②条里ひろば

- ・第2駐車場と公園を連絡する園路整備
- ・南側公園と園路で連絡（AR/VR体験、説明版）
- ・眺望点（古代山陰道をAR/VR体験、説明版）
- ・遍地系植栽：スギ、ハンノキ、トチ

市道露谷本線

- ・別途、市道整備において東側歩道拡張（調整中）

B①遺跡発見ひろば

- ・中央に休憩施設（東屋）を配置
- ・電柱移設（調整中）
- ・微高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め（壁面に地層などを表示）
- ・市道の振り替えは行わず、分断される区画は、多目的スペースとして活用
- ・便益施設（トイレ、水道設備等）を設置

B②遺跡発見ひろば

- ・覆屋を設置し、遺構を復元し、人骨レプリカなどを展示（休憩スペースを兼ねる）
- ・ひろば東端に管理車両の進入口を設置（駐車マスの路面標示はしない）
- ・遺構表示（溝を路面標示）
- ・広場背後に目隠しウォールを設置し、バックヤード、駐車スペースとして活用

B④弥生の果樹ひろば

- ・地下水位が高いため、高盛土を行い、植栽する
- ・木板水路（溝）を復元
- ・南側公園と園路で連絡
- ・果樹：桃、栗、桑、トチ、クルミ、ヤマナシ、キイチゴ属、ムクロジ等
- ・木製品使用樹：ケヤキ、ヤマグルウ、サクラ、アカガシ、イヌガヤ、ケンボナシ、モクレン族、ヤブツバキ、スタジ、タブノキ、クスノキ、マタビ、ムラサキシギ



SCALE BAR

0 20 40 60 80 100

史跡指定範囲



①



②



③



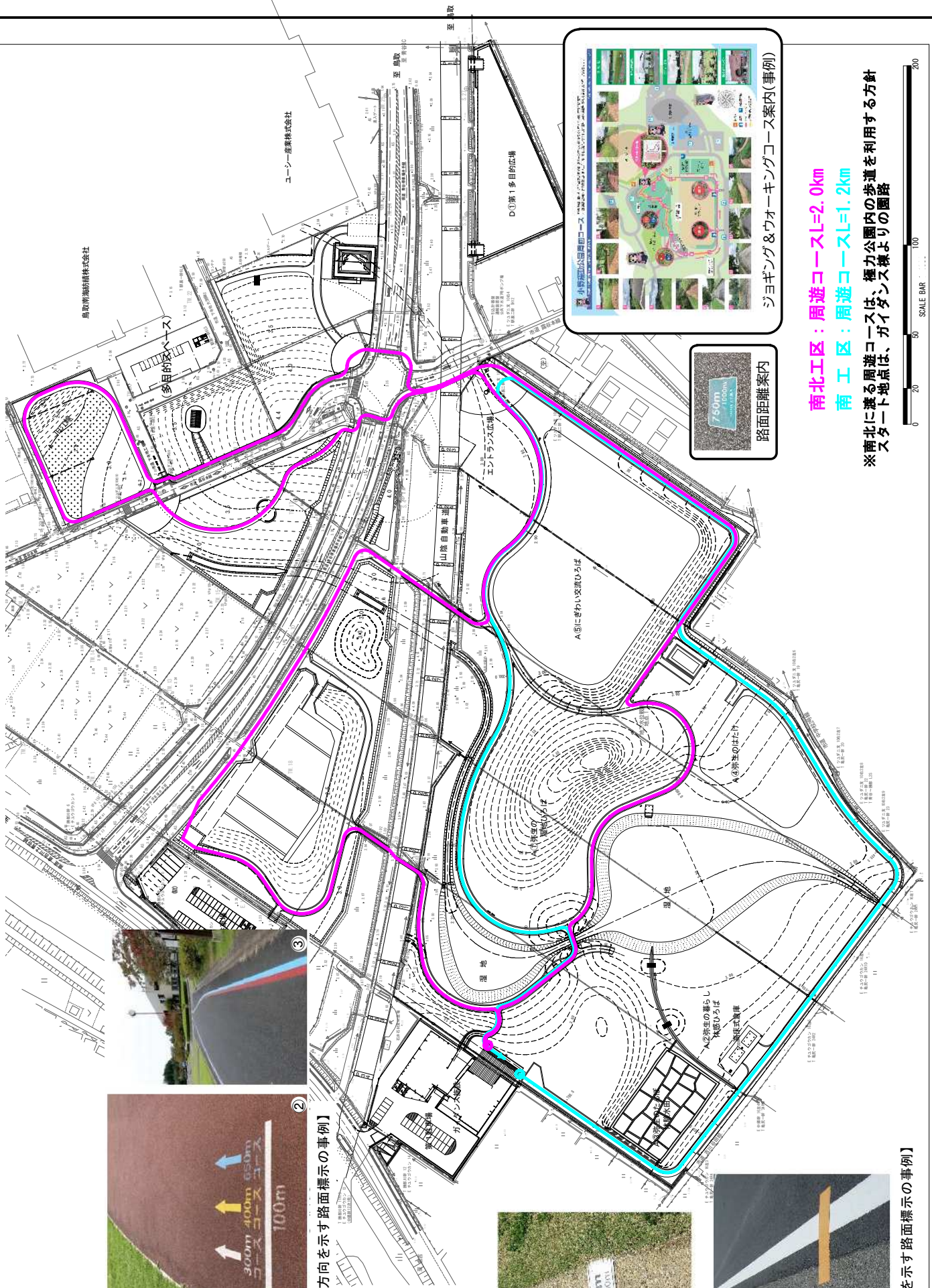
④



⑤

【方向を示す路面標示の事例】

【現在のコース位置を示す路面標示の事例】



路面距離案内

南北工区：周遊コースL=2.0km

南工区：周遊コースL=1.2km

※南北に渡る周遊コースは、極力公園内の歩道を利用する方針
スタート地点は、ガイダンス棟よりの園路

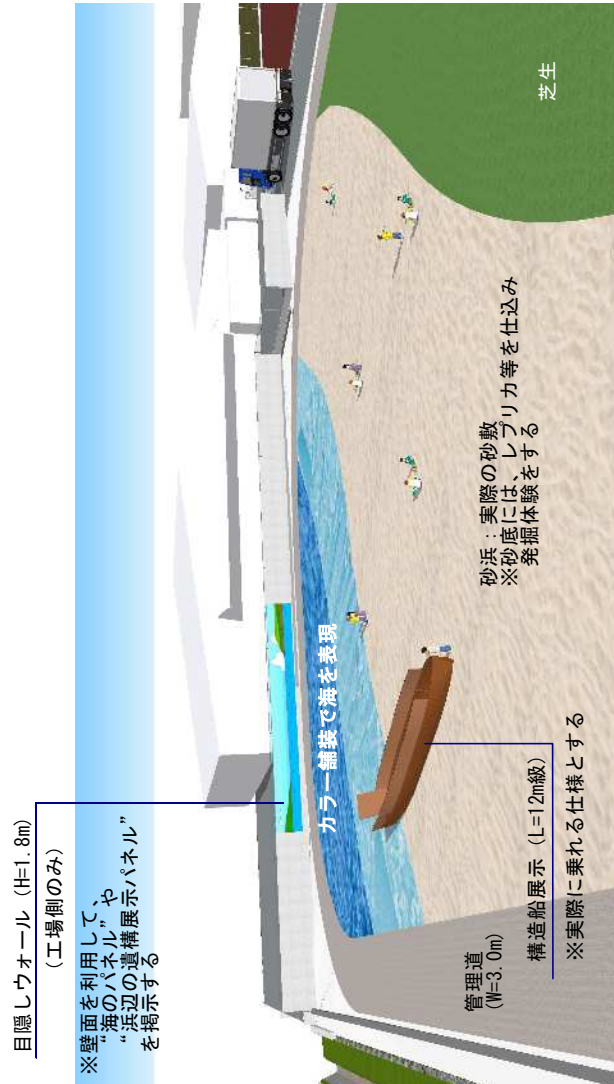
0 20 30 100 200
SCALE BAR



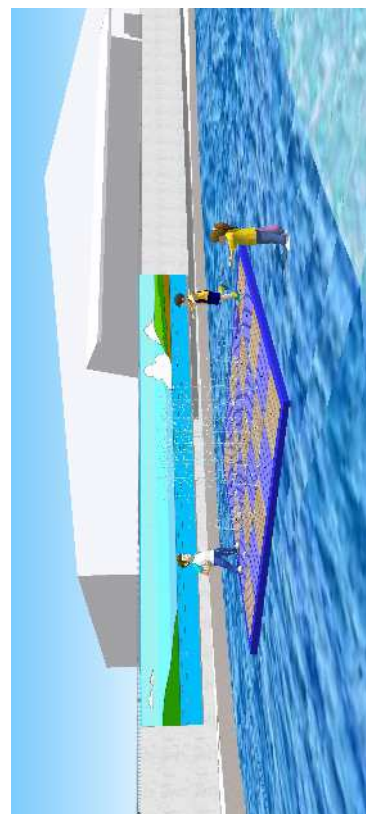
写真① 現地状況



「弥生の海辺ひろば」整備イメージ図



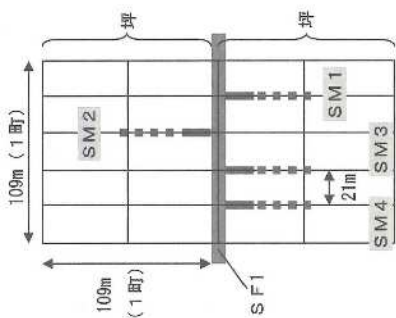
「弥生の海辺ひろば」整備概要



イベント時：レンタル噴水ユニットを設置した“水”あそび

古代山陰道【展示方針（案）】 ～ 奈良から平安時代（8～12世紀） ～

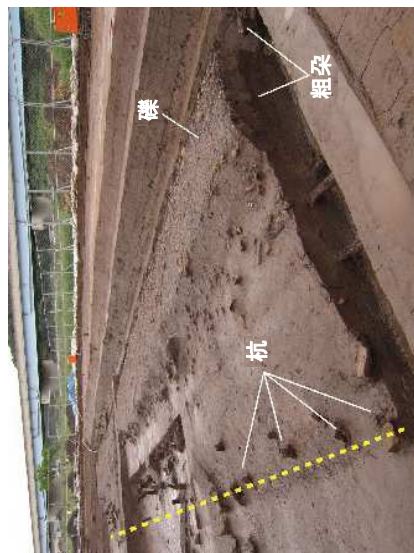
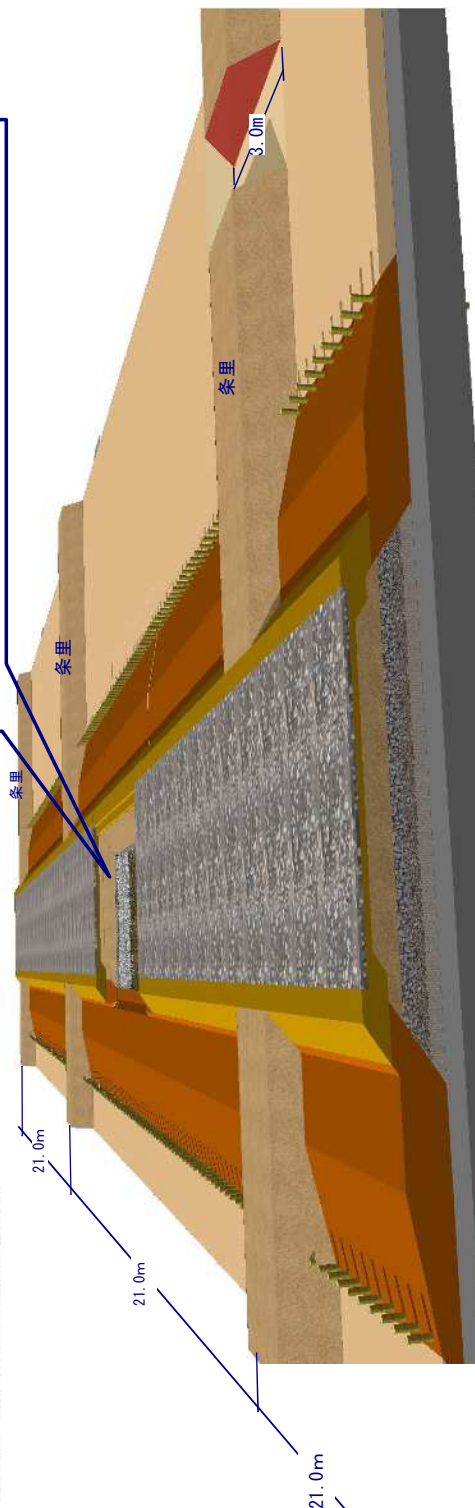
古代に、都と国府とを結ぶために整備された官道であり、山陰道は「小路」に格付けされていた。



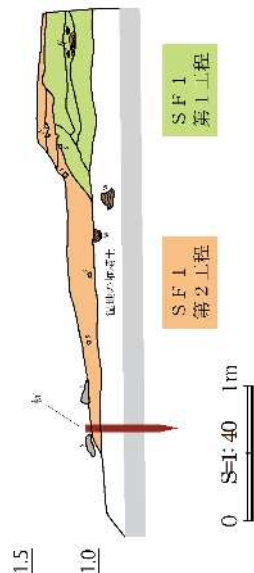
第204図 青谷上寺地遺跡の条里地割模式図



道路盛土構築復元展示



道路遺構(SF1)検出状況写真



第14次調査区SF1土層断面図（西側排水溝東壁）

古代山陰道断面図

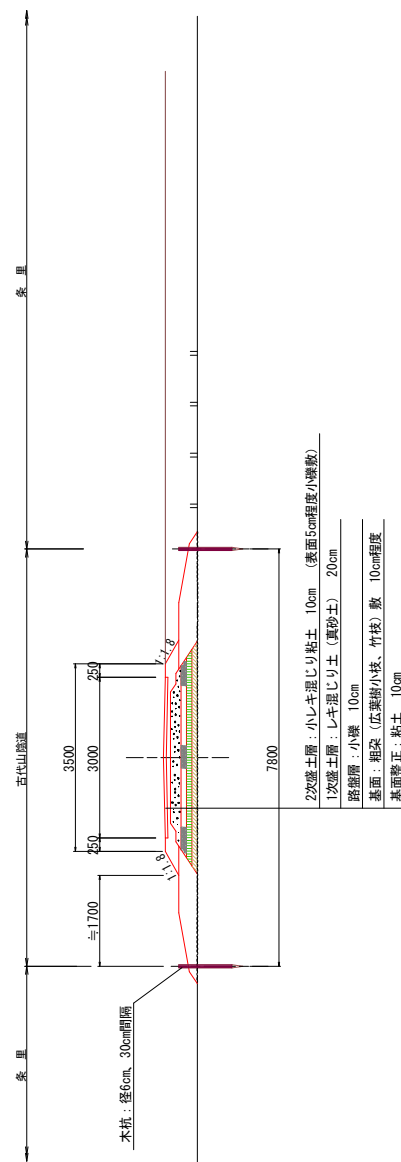


写真1 青谷上寺地（あおやかみじら）遺跡の石敷き路面

【画】



遺構解説板(個別1)



眺望解説板(個別2)
QRコードによるAR展示



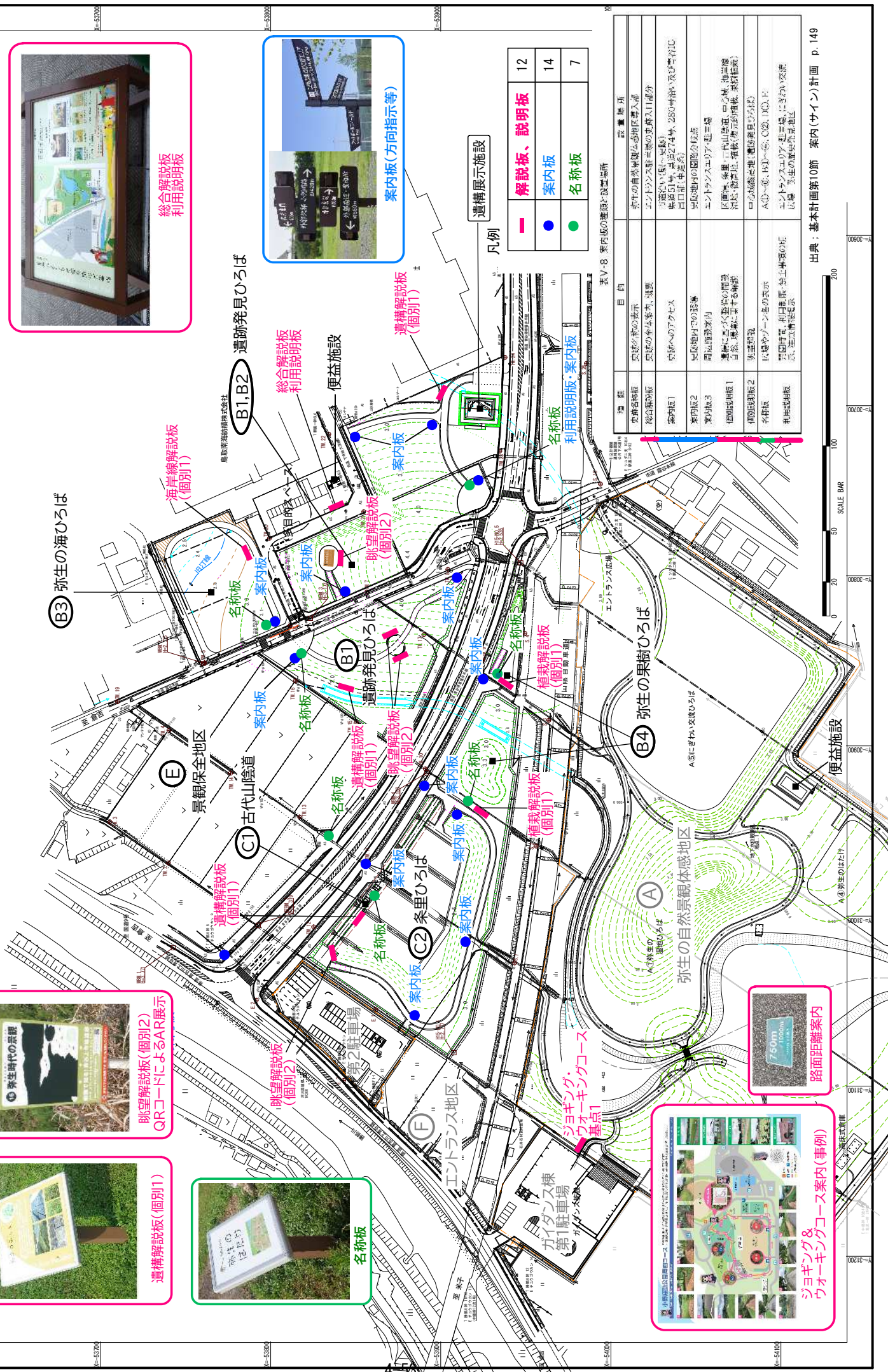
名称板



案内板(方向指示等)



總利用說明板



—	解説板、説明板	12
●	案内板	14
●	名称板	7

表V-8 案内板の種類と設置場所

[illegible]

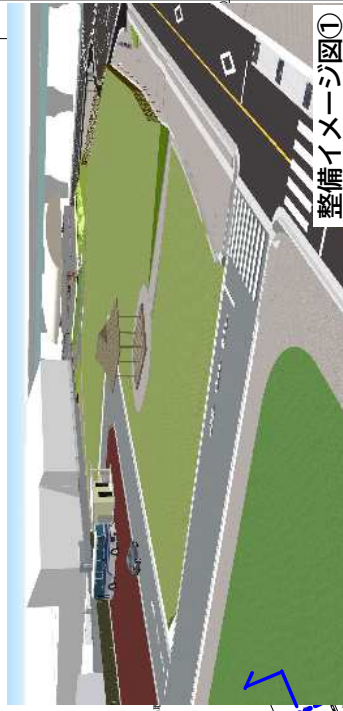
出典：基本計画第10節 案内(サイン)計画 p.149



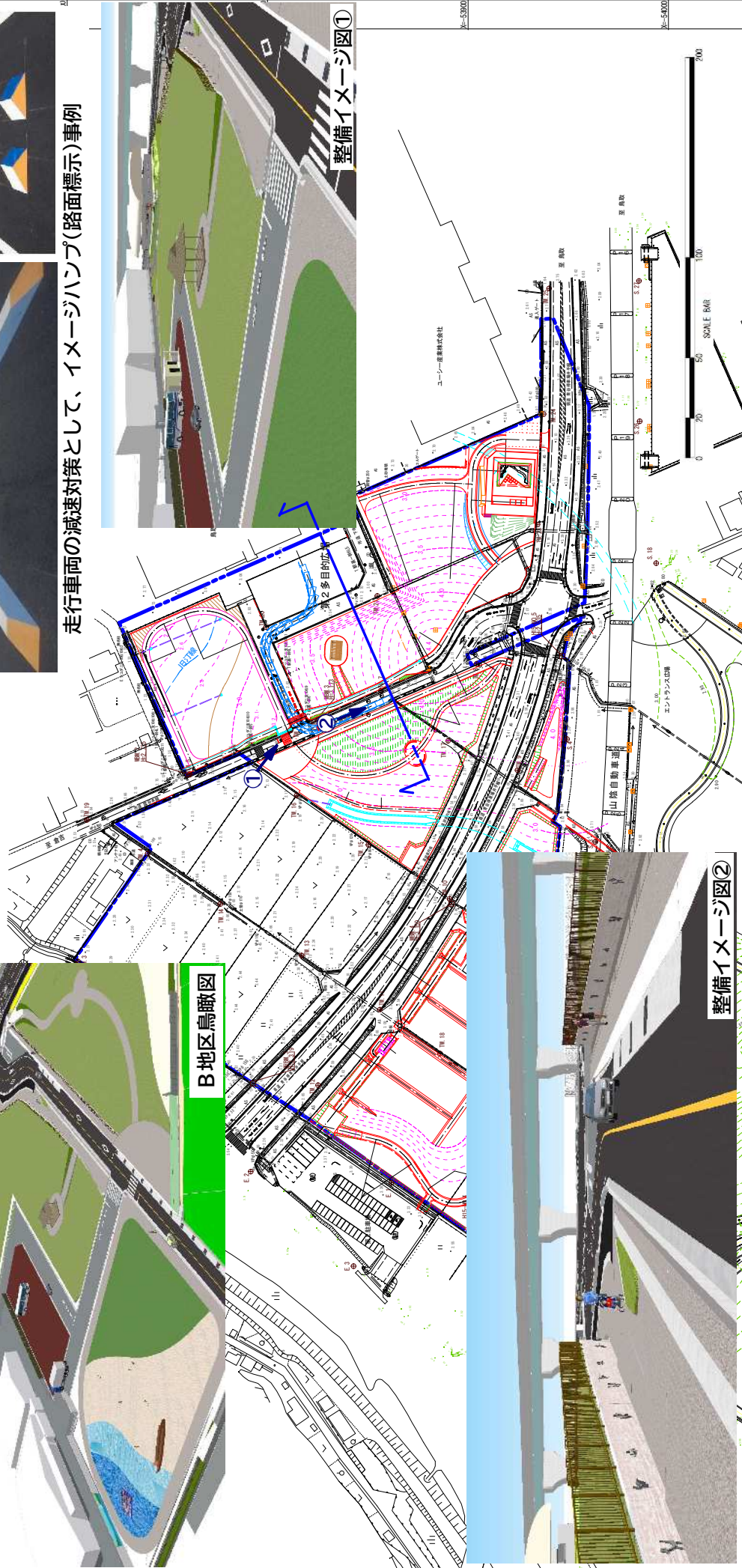
B地区鳥瞰図



走行車両の減速対策として、イメージハンブ（路面標示）事例



整備イメージ図①

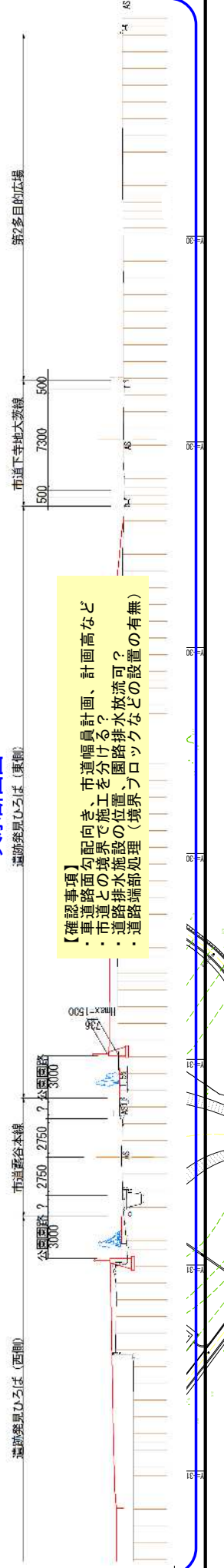


整備イメージ図②

矢示断面図

道路断面図（東側）

第2多目的広場



- 【確認事項】
- ・車道路面勾配向き、市道幅員計画、計画高など
 - ・市道との境界で施工を分ける？
 - ・道路排水施設の位置、園路排水放流可？
 - ・道路端部処理（境界ブロックなどの設置の有無）

第8回 とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

日時 令和7年12月3日(水) 午後1時～午後4時
場所 青谷かみじち史跡公園ガイダンス施設体験学習室

1 開 会

2 挨拶

中森 祥 文化財局長

3 議 事

史跡青谷上寺地遺跡北側地区の整備計画について

4 報 告

(1) 史跡青谷上寺地遺跡

報告1：史跡青谷上寺地遺跡の発掘調査事業について

報告2：史跡青谷上寺地遺跡の活用事業について

(2) 史跡妻木晩田遺跡

報告3：史跡妻木晩田遺跡の発掘調査事業について

報告4：史跡妻木晩田遺跡の整備事業について

報告5：史跡妻木晩田遺跡の活用事業について

5 閉 会

名 簿

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

	専門	委員氏名	所属
委員長	考古学	ひらこおり たつや 平 郡 達哉	島根大学法文学部 教授
副委員長	考古学	むらかみ ゆみこ 村上 由美子	京都大学総合博物館 教授
委員	考古学	てらまえ なおと 寺前 直人	駒澤大学文学部 教授（欠席）
委員	考古学	ひがしむら じゅんこ 東 村 純子	福井大学国際地域学部 准教授 （オンライン参加）
委員	考古学	とね ひるこ 戸根 比呂子	金沢学院大学文学部 准教授 （オンライン参加）
委員	植物学 植物考古学	なす ひろお 那須 浩郎	岡山理科大学基盤教育センター 准教授
委員	保存科学	ひ さ よういちろう 比佐 陽一郎	奈良大学文学部 教授（欠席）
委員	史跡整備	たなか りえ 田中 梨絵	天理大学人文学部 講師（欠席）
委員	活用	たなか たいち 田中 大一	イッポラボ合同会社 代表社員
委員	一般（公募）	いのうえ れみ 井上 玲美	

事務局

鳥取県地域社会振興部文化財局
局 長 中森 祥

係 長 玉木 秀幸
係 長 濱本 利幸
文化財主事 水村 直人
文化財主事 梅村 大輔

とっとり弥生の王国推進課

課 長 山村 祐里枝
参 事 田中 新一郎
係 長 東方 仁史
係 長 岡野 雅則

鳥取市教育委員会事務局文化財課
課長補佐 加川 崇

鳥取市役所青谷町総合支所地域振興
主 任 梅津 勇斗

青谷かみじち史跡公園

所 長 西村 芳将
課長補佐 小口 英一郎
係 長 湯村 功
係 長 河合 章行
文化財主事 門脇 隆志

オブザーバー

設計業務受託者
株式会社ウエスコ米子支店
参 事 山内 健治
株式会社ウエスコ鳥取支社
技 師 二井 拓光

むきぼんだ史跡公園

所 長 中山 寧人

鳥取県附属機関条例（抜粋）

平成25年10月11日

鳥取県条例第53号

改正 平成28年6月21日条例第40号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

（組織）

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（部会等）

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

別表第2（第2条関係）

（平26条例12・平26条例34・平27条例12・平28条例17・一部改正）

名称	調査審議する事項
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木畹田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(検討する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を専門的に検討するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

妻木晩田遺跡・青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法・計画及び整備活用の方法・計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験などを有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

5 事務局は、とっとり弥生の王国推進課、むきばんだ史跡公園及び青谷かみじち史跡公園に置き、事務を分担する。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の開催は、委員長（委員長が決まる前にあつては知事）が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行し、要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月20日から施行する。

議事 史跡青谷上寺地遺跡北側地区の整備計画について

1 市道露谷本線改良工事と多目的ひろばについて

- ・「第2多目的ひろば」は遺跡中心域の景観復元に配慮し、緑化ブロック舗装と一部砂系舗装とする（文化庁協議による）。
- ・便益施設は、「遺跡発見ひろば」に建設する遺構展示施設に統合する（文化庁協議による）。
- ・市道露谷本線沿いの東側には、園路を整備する。園路は他の園路と同じ表面仕様（断面構造は除く）とし、周回できるものとする。
- ・市道に面する遺跡中心域の微高地盛土部は土留め壁とし、壁面には琴板に陰刻された5つの動物レリーフを展示する。

2 遺構展示施設と展示物の仕様について

- ・遺構展示施設は、「第2多目的ひろば」に設置予定であった便益施設（トイレ・倉庫・水道設備等）と統合する（文化庁協議）。
- ・建設予定地は地盤沈下を考慮し、基本設計段階で地質調査を行い、その結果を受け、建物構造を検討する。
なお、事前に余盛土をして沈下促進を図る。
- ・維持管理・防犯対策等を考慮し、施設は密閉型を目指す。
- ・施設の外観は、復元建物と差別化するため現代的かつ遺跡のシンボリックなデザインとする。
- ・遺構・遺物レプリカ展示のほか、映像展示（プロジェクター等）や音声アナウンス、空調設備、監視カメラ等を整備する。

3 「弥生の海辺ひろば」について

- ・青谷上寺遺跡と海との関わりを示す学習の場として、浜辺に2箇所の砂場を設置し、イベント時に疑似発掘体験ができる場とする。
- ・砂浜は維持管理（飛砂防止）を考慮し、砂系固化舗装とする。
- ・準構造船を展示し、来園者が本体上部に乗ることを考慮し、モニュメント・ベンチ等の仕様とする。

4 「遺跡発見ひろば」西側区画溝について

- ・整備計画①区は県道4区SD11断面形状を参考とする。溝の上面幅10.3m、底面幅7.8m、深さ1m前後、立上り勾配は西側1:1.0、東側1:1.5とする。護岸施設は設置しない。
- ・整備計画③区は第13次調査SD11-2断面形状を参考とする。溝の上面幅7.0m、底面幅3.8m、深さ0.9m前後、立上り勾配は西側1:2.0、東側1:1.5とする。護岸施設は、杭（長さ約1m、幅0.05～0.1m、厚さ0.05～0.1m）、横板（長さ約1m、幅0.28～0.3m、厚さ0.02～0.03m）×2段とする。

5 「古代山陰道・条里ひろば」の遺構表示について

- ・敷粗朶工法は陶板焼き付けで展示することを検討する。

6 休憩施設（ベンチ）の配置計画について

- ・遺跡発見ひろばの眺望場にサークルベンチを設置する（2箇所予定）。
- ・各ひろばの園路沿いもしくは遺構表示付近にベンチを設置する（24箇所予定）。

青谷かみじち史跡公園 【広場配置・整備計画平面図（案）】

B①遺跡発見ひろば

- ・園路中央に眺望点を設置（ベンチ、パノラマ説明板、AR/VR体験）
- ・木板水路を復元（体験学習で護岸整備をする）
- ・微高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め（壁面に地層などを表示）

C①古代山陰道

- ・道路、道路下部構造の表示

C②条里ひろば

- ・第2駐車場と公園を連絡する園路整備
- ・南側公園と園路で連絡（AR/VR体験、説明板）
- ・眺望点（古代山陰道をAR/VR体験、説明板）
- ・畑地系植栽：スギ、ハンジキ、トチ

E景観保全エリア

市道露谷本線

- ・別途、市道整備において東側歩道幅（調整中）

B③弥生の海辺ひろば

- ・路面で、芝、砂、海を表境
- ・浜辺は砂敷を模した舗装とし、砂場を設け疑似発掘を体験
- ・海部はカラー舗装で表現し、適所に散水柱を配置（イベント時対応を考慮）
- ・旧汀線上に堤防造船（L=12m級）等を表示
- ・広場背後に展示ウォール（H=1.8m）を設置し、海のイメージや展示パネルなどを表示

B①遺跡発見ひろば

- ・中央に休憩施設（東屋）を配置
- ・電柱移設（調整中）
- ・微高地を造成し、市道露谷本線側は擁壁で土留め（壁面に地層などを表示）
- ・市道の振り替えは行わず、分断される区画は、多目的スペース（第2多目的広場）として活用
- ・第2多目的広場は、車両乗り入れ舗装とする

B②遺跡発見ひろば

- ・覆屋を設置し、遺構を復元し、人骨シプリカなどを展示（便益、休憩スペースを兼ねる）
- ・ひろば東端に管理車両の進入口を設置（駐車マスの路面標示はしない）
- ・遺構表示（溝を路面標示）
- ・広場背後に目隠しウォールを設置し、バックヤード、駐車スペースとして活用

県道 青谷停車場井手線

主な変更箇所

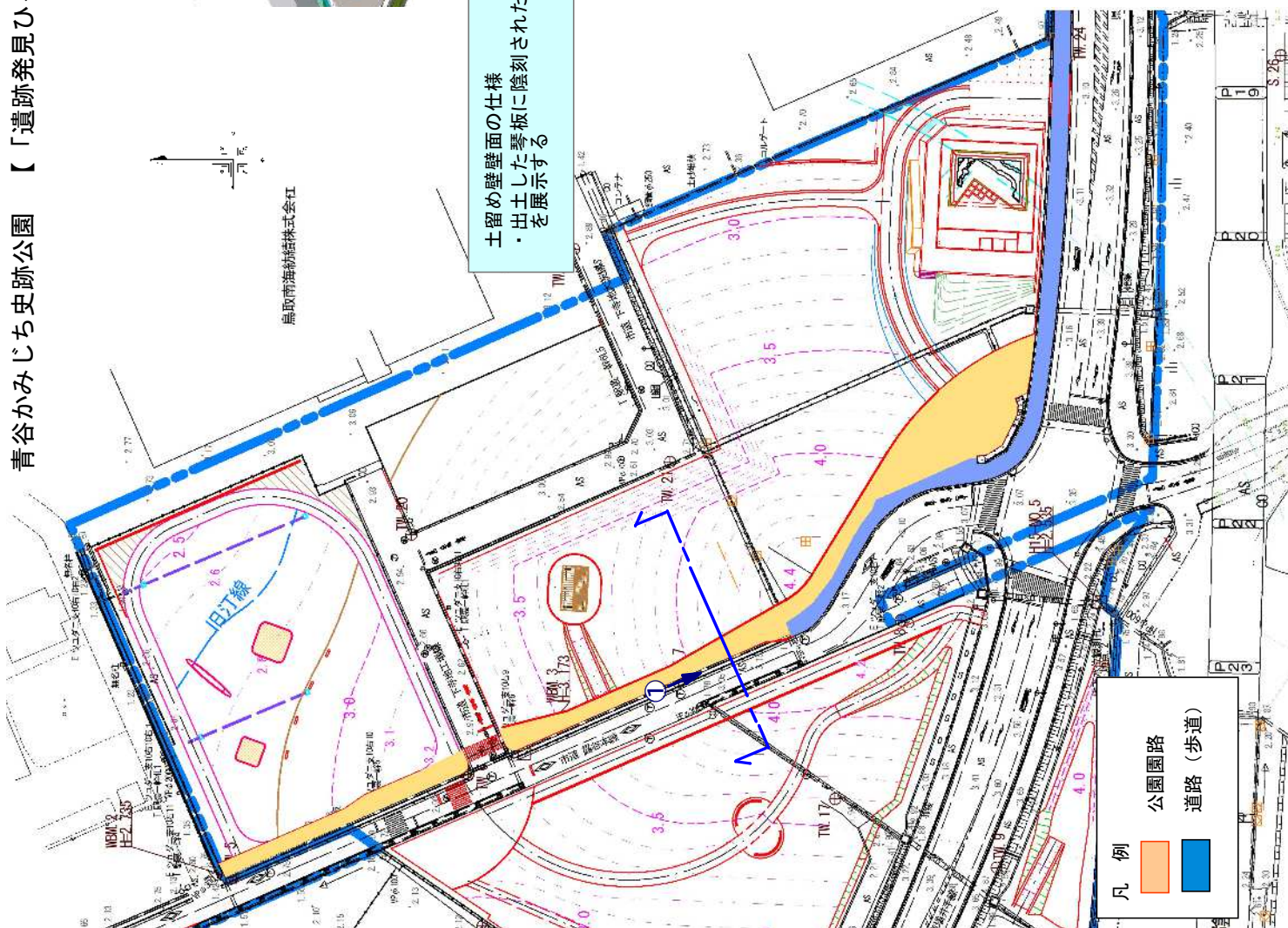
- ・遺跡発見ひろばの市道露谷本線東側の園路形状
- ・第2多目的広場の便益施設を遺構展示施設に併用
- ・遺構展示施設は、密閉型の展示施設として整備

史跡指定範囲

B④弥生の果樹ひろば

- ・地下水水位が高いため、高盛土を行い、植栽する
- ・木板水路（溝）を復元
- ・南側公園と園路で連絡
- ・果樹：桃、栗、桑、トチ、クルミ、ヤマナシ、キイチゴ、鷹、ムクロジ等
- ・木製品使用樹：ケヤキ、ヤマグル、サクラ、アカガシ、イヌガヤ、ケンボナシ、モクレン、ヤブツバキ、スタジイ、タブノキ、クスノキ、マタビ、ムラサキシキブ

0 20 50 100
SCALE BAR



緑化ブロック舗装

鳥取南海紡績株式会社

土留め壁壁面の仕様
・出土した墓板に陰刻された5つの動物
を展示する

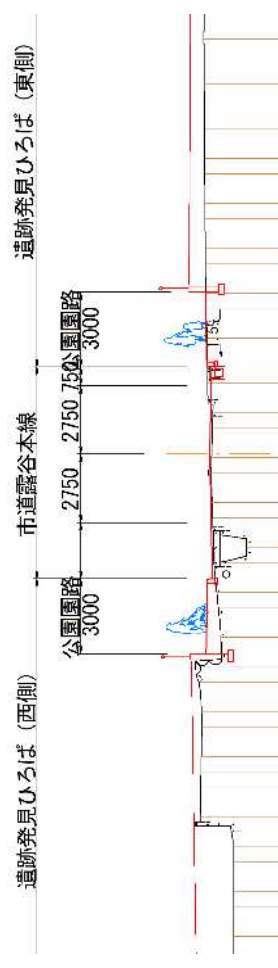


遺跡発見ひろば鳥瞰図

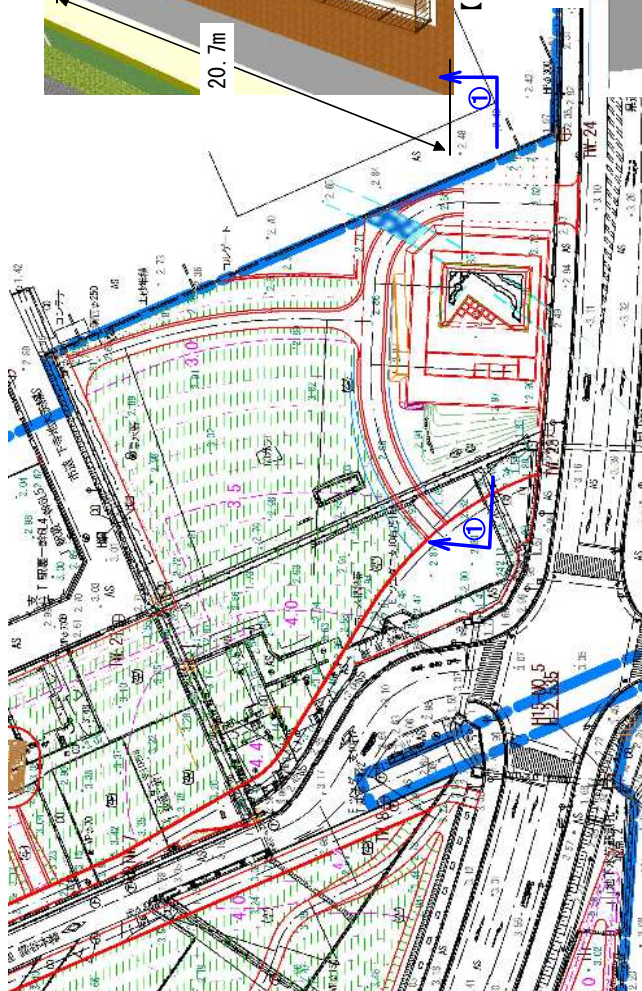


整備イメージ図①

矢示断面図



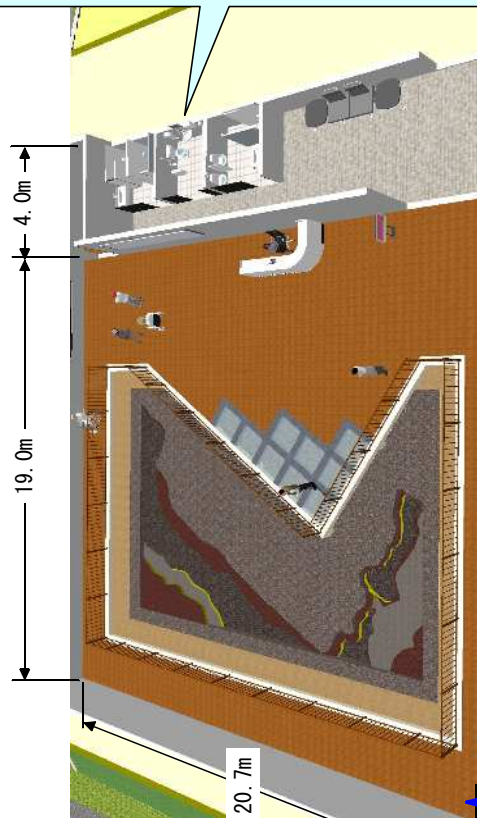
遺構展示施設計画概要【案】



【外観イメージ図】

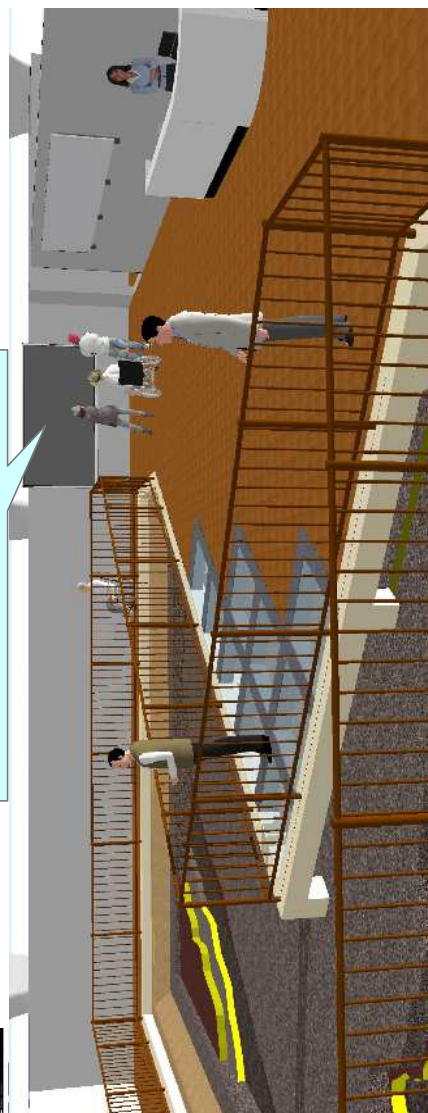


【①-①断面図】



【屋内俯瞰イメージ図】

大型モニター or プロジェクター
・SD38の角方にモニター設置
(床モニターは湿気により故障しやすい)

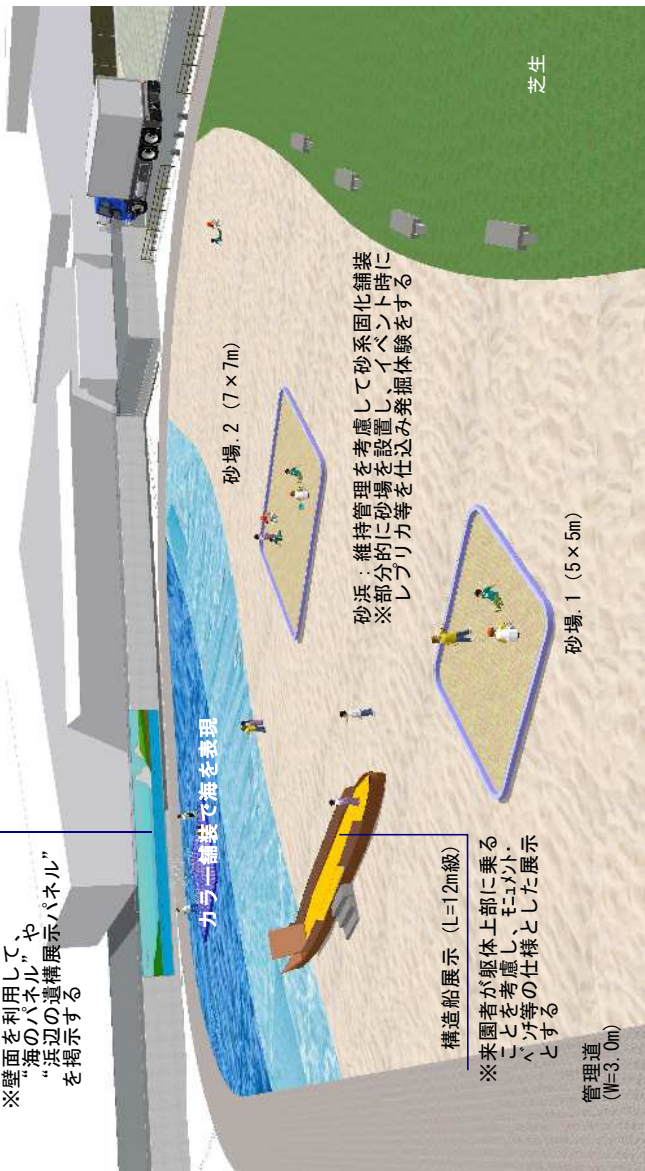
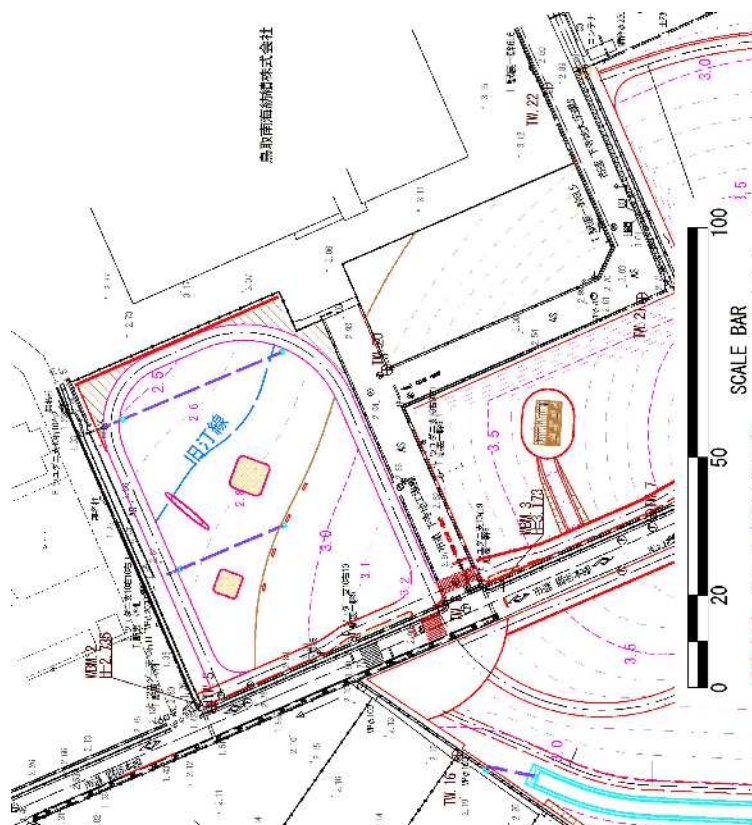


【屋内イメージ図】

- ・遺構展示施設は、壁を設けた密閉型施設とする。
- ・施設には、トイレ設備(便益施設)を併設する。
- ・密閉型施設として整備するため、シャワーor大型モニターや音声映像施設(プロジェクターor大型モニター)を整備する。
- ・施設の外観は、復元建物と差別化するために、現代的なデザインとする。
- ・施設建設予定地は、地盤沈下を考慮し、事前に余盛土をして沈下促進を図る。
- ・施設基礎の盛土材は軽量化を図るため、軽量盛土材により本施工するほかに、杭基礎が設置できないため、建築設計により地中梁構造などにより地盤支持力対策を検討する必要がある。
- ・当該棟には資材倉庫を併設し、外側より出入りできる構造とする。

目隠しウォール（H=1.8m）（工場側のみ）

※壁面を利用して、
“海のパネル”や
“浜辺の遺構展示パネル”
を掲示する



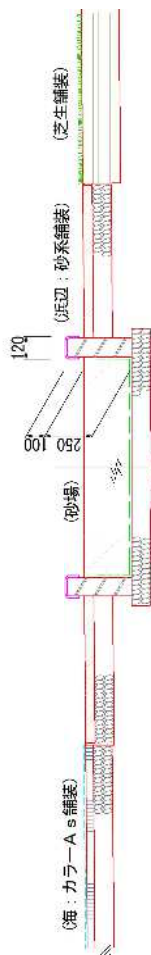
砂浜：維持管理を考慮して砂系固化舗装
※部分的に砂場を設置し、イベント時に
レブリカ等を仕込み発掘体験をする

構造船展示（L=12m級）

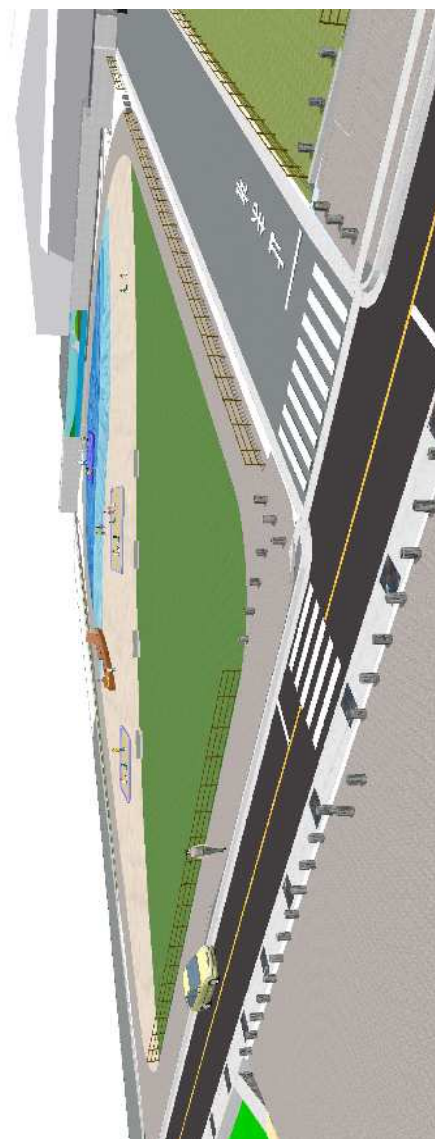
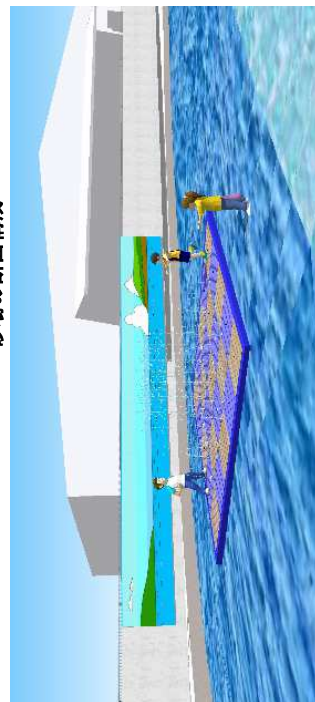
※来園者が駆体上部に乗る
ことを考慮し、モニュメント
バグ等の仕様とした展示
とする

管理道
（W=3.0m）

「弥生の海辺ひろば」整備概要



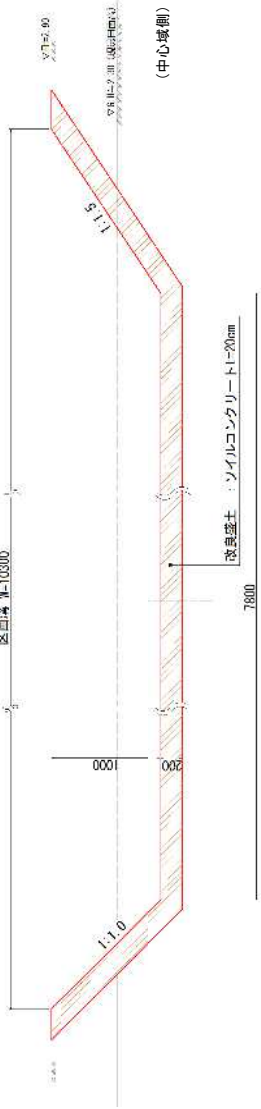
砂場の断面構成



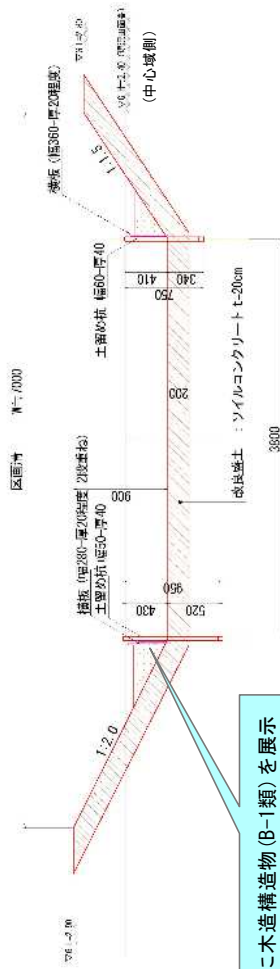
「弥生の海辺ひろば」整備イメージ図

イベント時：レンタル噴水ユニットを設置した“水”あそび

整備計画①区 区画溝 ※常時、水は溜めない



整備計画③区 区画溝 ※常時、水は溜めない



水際部に木造構造物 (B-1類) を展示

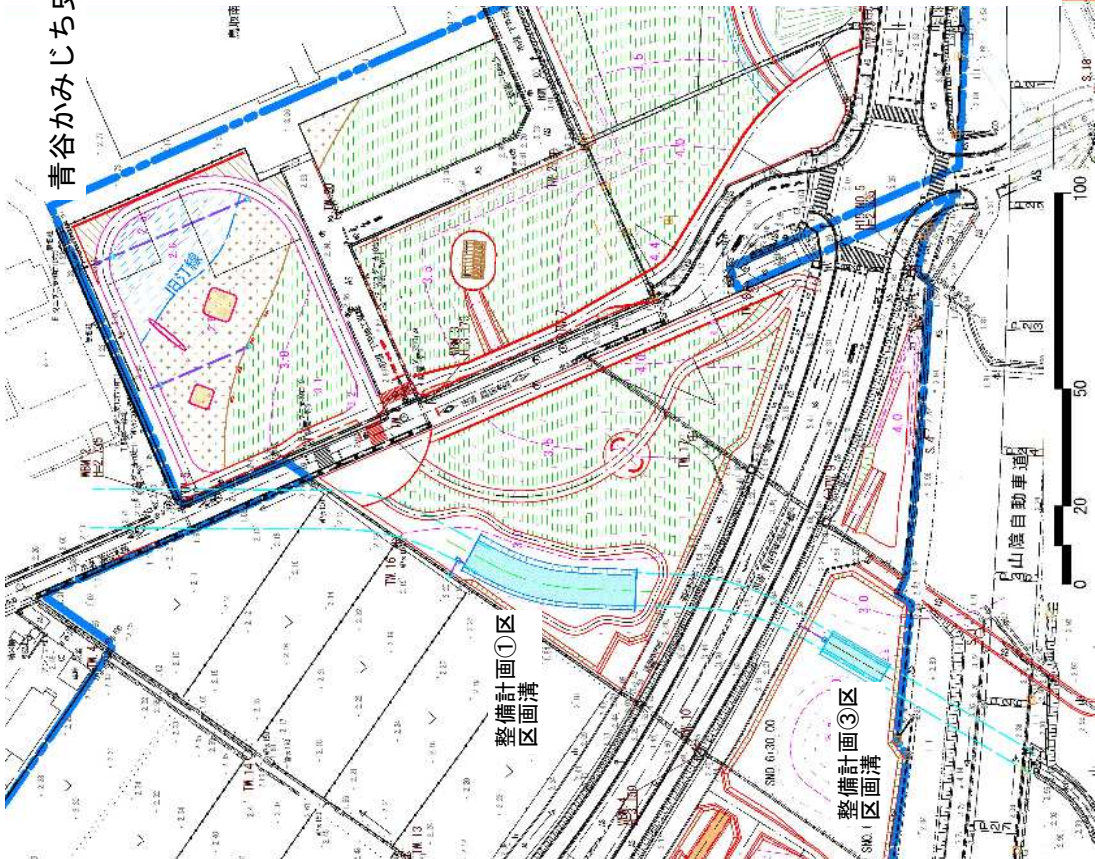
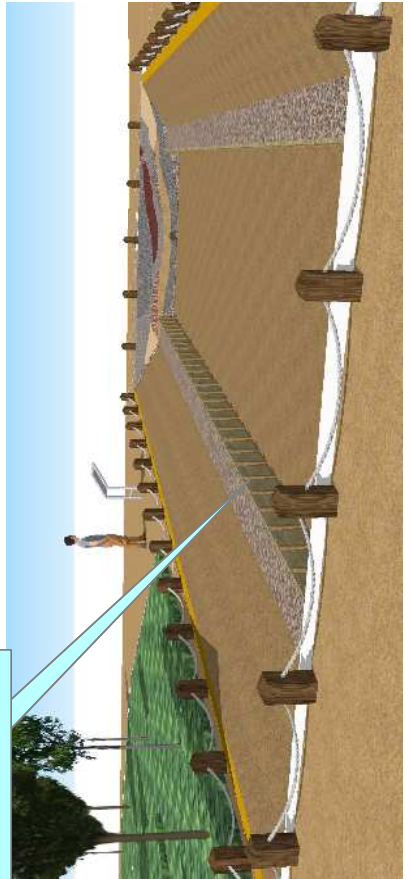
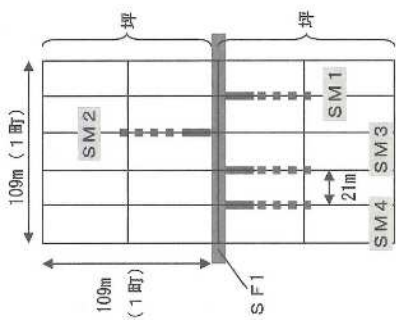


表 V-5 弥生時代後期の SD11 溝槽の検出状況と整備区分 (詳細化)

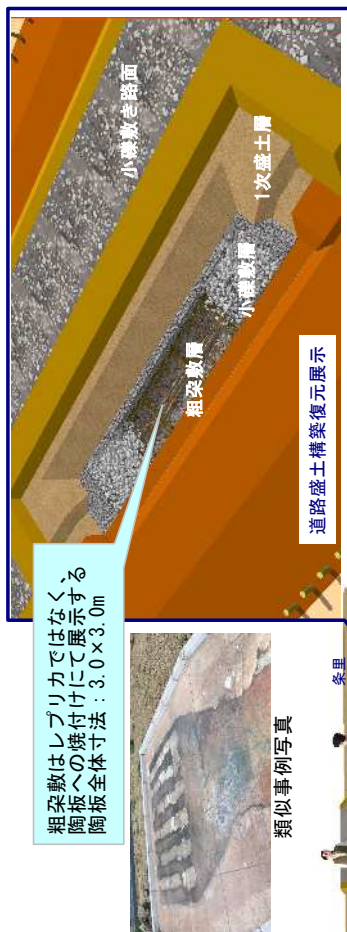
調査区	検出状況	調査施設	整備区分	整備計画	調査類型
第10次	上面 1.5以上 (表遺構確認)	1.6 持たない	① 国道北側道 ② 国道南側道	断面1 断面2 断面3 断面4 断面5 断面6	なし
第10次 (第1次)	上面 3.8~9.6 底面 5.5~6.7	西側 杭・横板 東側 矢板 断面より北・2列 断面3列	③ 国道南側道 ④ 国道南側道 ⑤ 国道南側道 ⑥ 国道南側道	断面1 断面2 断面3 断面4 断面5 断面6	暗渠
第10次 (第1次)	上面 8.2 底面 3.8	杭・横板 (北側のみ)	⑦ 国道南側道 ⑧ 国道南側道 ⑨ 国道南側道 ⑩ 国道南側道	断面1 断面2 断面3 断面4 断面5 断面6	B-1類
第10次 (第1次)	上面 3.2~7.7 底面 2.3~5.2	東側ララス 矢板 断面より北・2列	⑪ 国道南側道 ⑫ 国道南側道 ⑬ 国道南側道 ⑭ 国道南側道	断面1 断面2 断面3 断面4 断面5 断面6	暗渠
第10次 (第1次)	上面 0.7 底面 0.7	持たない	⑮ 国道南側道 ⑯ 国道南側道 ⑰ 国道南側道 ⑱ 国道南側道	断面1 断面2 断面3 断面4 断面5 断面6	C類
第10次 (第1次)	上面 3.8~4.2	持たない	⑲ 国道南側道 ⑳ 国道南側道 ㉑ 国道南側道 ㉒ 国道南側道	断面1 断面2 断面3 断面4 断面5 断面6	整備対象外

古代山陰道【展示方針（案）】 ～ 奈良から平安時代（8～12世紀） ～

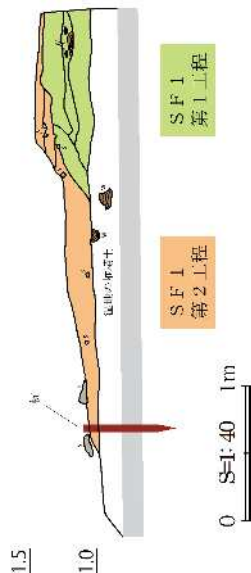
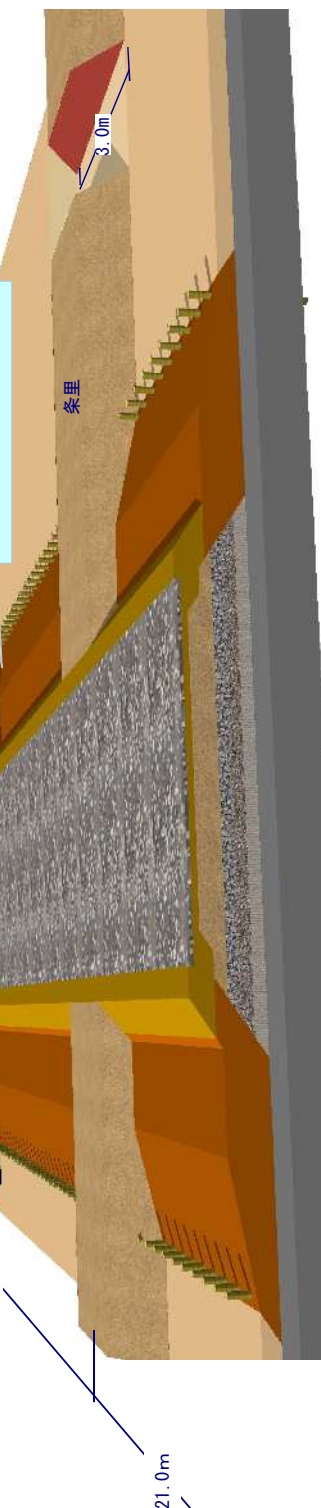
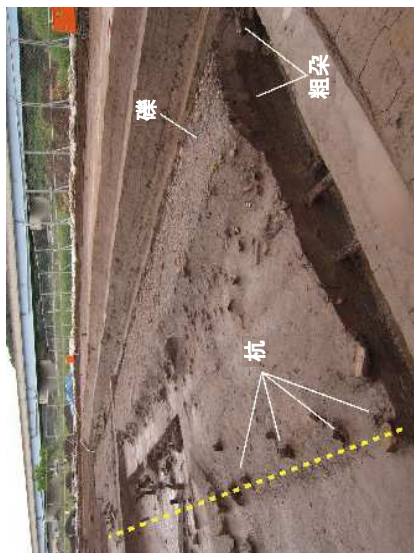
古代に、都と国府とを結ぶために整備された官道であり、山陰道は「小路」に格付けされていた。



第204図 青谷上寺地遺跡の条里地割模式図



道路遺構 (SF1) 検出状況写真



第14次調査区SF1土層断面図 (西側排水溝東壁)

古代山陰道断面図

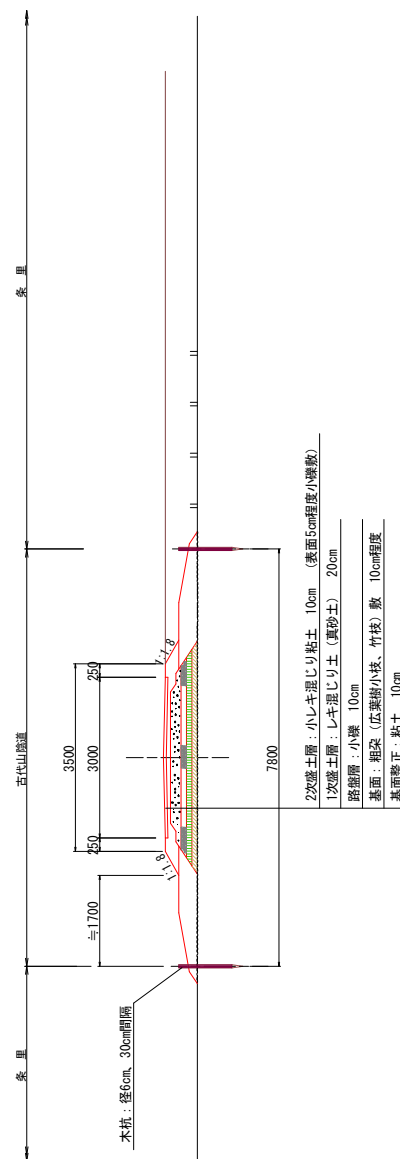
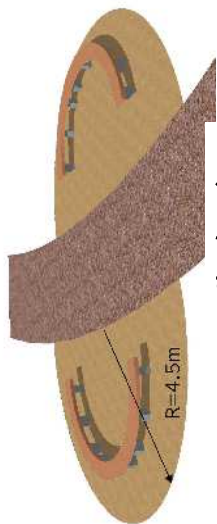


写真1 青谷上寺地 (あおやかみじら) 遺跡の石敷き路面

青谷かみじち史跡公園 【休憩施設（ベンチ）配置計画（案）】



サークルベンチ



ベンチ（一般、背もたれ無し）

凡例

記号	名称	数量
	サークルベンチ	2
	ベンチ（一般）	24

